

令和2年 第1回定例会

美深町議会議録

令和2年3月 2日 開会

令和2年3月18日 閉会

美深町議会

令和2年第1回定例会
美深町議会会議録
第1号（令和2年3月2日）

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸般の報告
第 4 議案第17号乃至議案第23号の提案説明（町政執行方針及び教育行政執行方針説明）
第 5 予算特別委員会の設置
第 6 議案第7号の提案説明
第 7 議案第8号の提案説明
第 8 議案第9号の提案説明
第 9 議案第10号の提案説明
第 10 議案第11号の提案説明
第 11 議案第12号の提案説明
第 12 議案第13号の提案説明
第 13 議案第14号の提案説明
第 14 議案第15号の提案説明
第 15 議案第3号乃至議案第6号の提案説明
第 16 議案第16号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について
第 17 報告第1号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
産業教育常任委員会所管事務調査報告
第 18 報告第2号 委員会報告 令和元年度議会広報特別委員会報告
第 19 休会日の決定

◎出席議員（11名）

1番 名 取 明 美 君	2番 田 中 真奈美 君
3番 和 田 健 君	4番 五十嵐 庄 作 君
5番 岩 崎 泰 好 君	6番 藤 原 芳 幸 君
7番 小 口 英 治 君	8番 中 野 勇 治 君

9番 荒川賢一君
11番 南和博君

10番 齊藤和信君

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町長 山口信夫君	副町長 今泉和司君
総務課長 川端秀司君	住民生活課長 渡辺美由紀君
保健福祉課長 後藤裕幸君	農務課長 山崎義典君
建設水道課長 杉本力君	会計管理者 政岡英司君
総務グループ主幹 小林一仙君	企画グループ主幹 中江勝規君
生活環境グループ主幹 内山徹君	保健福祉グループ主幹 小野勇二君
農業グループ主幹 桜木健一君	建設林務グループ主幹 竹田哲君
水道住宅グループ主幹 南坂陽子君	

◎教育委員会

教育長 草野孝治君	教育次長 望月清貴君
教育グループ主幹 大堀裕康君	教育グループ主幹 和田政則君

◎農業委員会

農業委員会会长 外崎敬雄君 事務局長 山崎義典君

◎監査委員事務局

代表監査委員 水本守君 事務局長 玉置一広君

◎議会事務局

事務局長 玉置一広君 事務局副本主幹 服部満君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。

只今の出席議員は11名全員出席です。定足数に達しておりますので令和2年第1回美深町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会期規則第120条の規定により、議長において5番 岩崎議員、6番 藤原議員の両君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から18日までの17日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。本定例会の会期は本日から18日までの17日間と決定しました。

◎

日程第3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長より行わせます。

玉置局長。

○事務局長（玉置一広君） 諸般の報告を致します。まず、閉会中の議長の動向及び閉会中の各委員会の活動につきましては、別冊配布の議会の動きに掲載していますのでご了承願います。次に、閉会中に議長が受理しました陳情等について申し上げます。子どもの医療費無料化制度の拡充を求める道への意見書の提出を求める陳情書、他2件は資料として写しを配布しております。次に、閉会中、議長に提出された書類について申し上げます。町長から専決第1号 美深町青少年問題協議会条例の一部改正についての専決処分。代表監査委員から令和2年2月実施の例月出納検査報告書、令和元年度後期定期監査報告、財政援助団体等監査の結果に関する報告の4件で、これらは資料として配布しております。次に、議案並びに説明員について申し上げます。提出議案について長側提出のものは補正

予算4件、条例の制定1件、条例の一部改正8件、預託金及び融資限度額1件、新年度予算7件の合計21件です。議会側提出のものは委員会報告の2件です。本定例会の説明員については、一覧表を配布しておりますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第17号乃至議案第23号の提案説明

(町政執行方針及び教育行政執行方針説明)

○議長（南 和博君） 次、日程第4 議案第17号 令和2年度美深町一般会計予算乃至議案第23号 令和2年度美深町中央簡易水道事業会計予算までの各会計予算を一括議題とします。この際、令和2年度町政執行方針及び教育行政執行方針について、町長並びに教育長から説明のための発言を求められておりますのでこれを許します。

山口町長。

○町長（山口信夫君） それでは、はじめに令和2年第1回定例会の開会にあたりまして令和2年度の町政執行方針を申し上げます。昨年は平成という時代が幕を閉じ、新しい令和の時代の幕開けとなりました。この節目の年に平成最後となった統一地方選挙において多くの皆様方のご支援により、再び4年間町政を担わせていただくことになりました。これまで町議会議員をはじめ、自治会、農業、商工業、福祉などの各団体や町民の皆様のご理解とご協力に力強く支えられ、相互理解を深め、信頼し合う中で町政運営を進めていくことが出来ましたことに心から感謝を申し上げます。令和2年度は、平成23年度から推進してきた第5次美深町総合計画の総仕上げの年であるとともに、今後10年間の町づくりの指針となる第6次美深町総合計画を策定する年であります。本年度は仁宇布小中学校改築工事、西団地公営住宅建替工事、道路改良事業などの施設整備に加え、広域で設置する一般廃棄物中間処理施設整備に向けた計画策定の着手、農業、商工業の振興と担い手育成の継続など「みんなで築く 輝くまち美深」を基本理念とする第5次総合計画の着実な達成に意を配したところであります。本年度の財政状況は、歳入においては地方交付税の維持が見込まれるほか、好調なまちづくり応援寄附金（ふるさと納税）や、入湯税の新規課税などにより町税が増加傾向にあるなど明るい見通しもある一方、歳出においては昨年10月からの消費税率引き上げなどの影響を受け、物件費や人件費が増加、また特に公共施設等の老朽化に伴う更新や維持補修にかかる経費が増大する傾向にあるなど、これまでに増して財政運営が厳しい状況にあります。このような状況の中、令和2年度予算編成にあたっては、引き続き財政の健全性の維持を基本として、原点である「最小の予算で最大の効果」を上げることを念頭に、限られた財源の中で緊急度、重要度の高い事業を選択し、

優先して取り組むことといたしました。令和2年度の各会計予算額は一般会計で54億5,720万円となり、前年度対比114.4%、6億8,620万円の増となっております。国民健康保険特別会計は前年度対比100.3%の6億410万円であり180万円の増であります。後期高齢者医療保険特別会計は前年度対比108.1%の8,140万円で610万円の増であります。介護保険特別会計は前年度対比104.1%の5億7,680万円で2,290万円の増であります。北部簡易水道事業特別会計は前年度対比111.3%の2,260万円であり230万円の増であります。下水道事業特別会計は、前年度対比90.9%の2億5,290万円であり2,520万円の減であります。中央簡易水道事業会計は、前年度対比116.4%の1億1,559万2千円であり、1,629万8千円の増となっております。これらの特別会計を含めた7会計の当初予算総額は71億1,059万2千円であり、7億1,039万8千円の増となっております。骨格予算として編成した令和元年度当初予算と対比して11.1%増となった次第であります。以下、第5次美深町総合計画に掲げる5つのまちづくりの目標に沿って町政執行の考え方を説明いたします。

はじめに、自然環境と調和する安全・安心なまち「美深」について申し上げますけれども、環境保全・環境衛生の推進について申し上げます。美しい自然環境と安全・安心なまちづくりを目指し、快適で潤いのある循環型社会の構築に努めて参ります。有害鳥獣対策では、鳥獣被害対策実施隊の活動を中心に、エゾシカ・、ヒグマ、アライグマ等の捕獲対策を推進し、人的被害や農作物等の被害の軽減・抑止に努めるとともに駆除従事者の育成を支援いたします。ごみ処理関係では、町民の理解と協力のもと引き続き廃棄物の「3R」、したがいましてリデュース（抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を推進し、自然環境と調和した美しく住みやすいまちづくりに努めて参ります。北部簡易水道事業特別会計について申し上げます。北部簡易水道事業特別会計は、浄水場機械設備更新や量水器取替工事が増加したことにより、前年度対比11.3%増となっております。水道使用料、給水戸数は前年度並みを見込み、保守管理に留意し、安定した水の供給に努めて参ります。下水道事業特別会計について申し上げますが、下水道事業特別会計は引き続き公共下水道長寿命化計画に基づく機械設備等の改修工事や公共下水道事業全体計画策定業務を実施いたしますが、前年度対比9.1%減の予算となっております。公共下水道施設、個別排水処理施設の維持管理業務委託を継続し、環境・公衆衛生の充実、向上に努めて参ります。中央簡易水道事業会計について申し上げます。量水器の取替工事や道営中山間地域総合整備事業に伴う給水管布設替工事、計画的な消火栓の更新工事などにより、前年度対比16.4%増の予算となっております。使用水量、給水人口の減少に伴い給水収益が

減少傾向にあることから、経費節減に努め、事業運営の効率化を図り、安定した水の供給に努めて参ります。2つ目に道路・交通網の整備について申し上げます。道路・交通網は、住民生活や産業経済活動を支え、地域間交流を促進する重要な基盤であります。町道については、橋りょう長寿命化事業及び路面・区画線の補修を行うとともに、引き続き8線道路改良工事のほか、1路線の道路整備を実施して参ります。除雪については、民間委託を継続し、冬期間の交通網の確保と地域経済の活性化を図るほか、作業効率の向上のため、車体の経年劣化が進んでいる除雪ドーザーを更新して参ります。公共交通機関は、交通弱者にとって身近で重要な移動手段であります。高齢化が進む中、日常生活における移動手段の確保のため、仁宇布線デマンドバス、恩根内線路線バス、市街地フレンドバスをはじめ、昨年度から本運行となったデマンド型乗合タクシーを継続するとともに、将来に向けて今後の公共交通のあり方について協議を進めて参ります。また、JR美深駅における切符販売業務や都市間バス「えさし号」の乗車券販売業務の受託など、引き続き都市間交通の確保に取り組んで参ります。宗谷本線の維持あるいはJR北海道全線に渡る課題については、北海道や宗谷本線活性化推進協議会、上川地方総合開発期成会など関係団体と連携して利用促進の取り組みを推進して参ります。あわせて、JR北海道には改めて地域及び利用者との確かな信頼関係の構築を求めるとともに、国が中心となって地域の実情を踏まえた支援策を講じるよう求めるなど、広域的な連携を推進して参ります。3つ目に住宅の整備について申し上げます。住宅の整備では、快適な住環境整備を目指し、今年度から4年計画で西団地公営住宅建替工事や、長寿命化計画に基づく単身向けの西団地特公賃住宅屋上防水等改修工事を実施するとともに、将来の維持管理コストの増加を鑑み、老朽化した町有住宅の解体を進めるなど安全・安心な住環境を目指して参ります。移住定住の促進につきましては、町有住宅等を活用した体験住宅の利用促進を図り、観光の推進と合わせて都市居住者の移住ニーズの把握とPR活動と積極的に展開するとともに、本年度から北海道と連携して、地域の担い手不足対策と合わせた、東京圏からのU・I・Jターンの促進事業に取り組んで参ります。4つ目に、計画的な土地利用について申し上げます。土地は、生活や産業活動の基盤であります。関係機関と連携して農用地の防災機能向上や道路排水等の適正な管理により町土の保全を図ってまいります。また、市街地の計画的な土地利用に努めるとともに、公園施設の計画的維持管理を実施し、安全・安心な町民の憩いの場を形成して参ります。5つ目に、消防・防災体制の充実について申し上げます。安全で快適な暮らしを確保するために、事故や災害に迅速的確に対応できる消防体制の構築に取り組んで参ります。質の高い救急・救助活動を提供できるよう、救急救命士の高度救急医療技術の習得・向上、医療関係者との連携体制の充実、更に学校教育での必要な知識及び技術

の習得を図ってまいります。地域防災力の向上では消防団員と連携して、住宅火災の被害者を減らすための防火訪問や、住宅用火災警報器の設置・更新を推進するほか、事業所への違反は正指導に取り組んで参ります。災害対策においては、美深町地域防災計画に基づき、地域における避難計画等の確立に向けて、防災訓練等を通して防災意識の高揚や防災知識の普及に努めるほか、複雑多様化する災害に備えて、消防広域応援訓練や、消防団も含めた実動訓練を進め、早期に災害が終結できるよう防災力の強化を図って参ります。また、消火栓の更新を継続して進めるとともに、老朽化した消防団車両を更新して参ります。

6つ目に、交通安全・防犯対策の推進について申し上げます。昨年度は、交通死亡事故の発生がありませんでした。今後もこの継続を願い交通安全の意識向上のため、各関係機関、団体等との連携した広報活動や街頭啓発などに取り組み、交通事故のないまちづくりを進めて参ります。さらに、飲酒運転については「しない・させない・ゆるさない」という規範意識を地域全体で定着させるよう、啓発運動に努めて参ります。また、本町は「犯罪の少ないまち」がありますが、今後も町民が犯罪被害に巻き込まれないよう、関係団体と連携した防犯対策に努め、安全・安心なまちづくりを進めて参ります。

7つ目に情報化の推進について申し上げます。情報通信の基盤となる光ファイバー網を適切に管理し、防災情報端末機及び新たに導入したスマートフォン用アプリを活用して、防災情報や暮らしに役立つ情報を提供して参ります。また、超高速インターネット通信網の活用により、生活の利便性の向上と地域経済の活性化に努めて参ります。消費生活対策の推進について申し上げます。複雑化・多様化する特殊詐欺や悪質な訪問販売の勧誘から消費者を守るための啓発活動を強化するとともに、広域で行う消費生活相談事業の取組を継続し、消費者保護に努めて参ります。

続いて、資源をいかす活力にみちたまち「美深」について申し上げます。まず農業の振興について申し上げます。農業を取り巻く環境は、担い手の減少や経営者の高齢化、生産資材や肥料・飼料価格の高止まり、そしてTPP11や日・EU経済連携協定の発効、日米貿易交渉などの国際的な情勢や国内における農政をめぐる政策の見直しなど、めまぐるしく変化しております。本年度は、将来にわたって「美深農業」が持続的に発展していくことができるよう、引き続き「がんばる美深農業！」支援事業を推進するとともに、担い手の育成・確保をはじめとする個々の課題に対応した諸施策を推進して参ります。環境と調和した安全・安心な農業の推進について申し上げます。安全・安心と共生した農業・農村への期待の高まりとともに、環境との調和、農畜産物の安全性が強く求められております。堆肥等の有機物を活用した地域循環型のクリーン農業の推進や土壌診断に基づく土づくりをはじめ、廃プラスチック対策への支援などを継続し、安全・安心で高品質な農産物の生

産と環境に配慮した取り組みを推進して参ります。あわせて、地域の共同活動として取り組む農村環境や地域資源の保全活動等に対し支援して参ります。生産性の向上と高付加価値化の推進について申し上げます。「がんばる美深農業！」支援事業では、土地利用型作物を中心に、土づくりや施肥管理などによる品質向上に取り組む農業者を支援する「畑作支援事業」、「生分解性マルチ推進事業」、「新規就農者支援事業」と昨年度からスタートした新しい生産技術や作物の導入、経営の多角化やICT技術の導入など、意欲ある取り組みを支援する「チャレンジ支援事業」を引き続き推進して参ります。水稻・畑作については、もち米生産組合として取り組む環境保全型農業直接支援交付金事業に継続して支援とともに、経営所得安定対策についても引き続き実施して参ります。酪農・畜産については、飼料確保対策として、草地畜産基盤整備事業を活用し、良質な粗飼料の確保と自給率の向上を図って参ります。あわせて畜産クラスター関連事業の推進を図り、生産基盤の強化に対する支援を行って参ります。このほか、酪農ヘルパー事業や畜産経営、家畜防疫対策に対して引き続き支援して参ります。農産物生産基礎となる土地基盤整備事業については、湿害対策をはじめ、老朽化した農業水利施設の整備や支援を行うとともに、北海道と連携して道営農業農村整備事業を継続して実施して参ります。農業振興センターにおいては、効果的な施肥設計を促す土壤診断事業や、高付加価値化とともに所得向上を可能にする農業6次産業化への支援、農業情報の提供及び畑作試験展示圃関連事業を継続して参ります。また、冬季の無加温ハウスによる野菜栽培など、新たな生産技術や作物の導入に向けた取り組みに対して、引き続き支援して参ります。特産物の販路拡大PRについては、美深町農畜産物等販売推進会議での取り組みを中心として、各種イベントにおけるPR活動や新たな販路拡大に向けた商談会等への参加に対し引き続き支援して参ります。担い手の育成確保とゆとりある農業の推進について申し上げます。持続的に発展していく美深農業を実現するには、担い手の育成と確保が最も重要な課題です。新規就農予定者の受け入れや農業経営継承組織の活動に対し、引き続き支援して参ります。また、本年度は2組が研修を終え就農することとなっており、これまでの就農者とあわせて15組となるわけであります。引き続き新規就農者及び農業後継者に対する支援を継続して参ります。また農業後継者のパートナー対策については、農業後継者育成推進協議会が中心となり、結婚相談や交流会など出会いの場づくりを推進して参ります。農業支援塾については、引き続き農業に関する知識を幅広く習得できるよう内容を充実し、次代を担う農業者を育成して参ります。労働力不足の解消が喫緊の課題となっており、安定的に労働力を確保する取り組みを支援し、農業生産を維持できる体制を構築して参ります。優良農地の確保と農用地の有効活用について申し上げます。優良農地を守り、農業生産力を維持するとともに、効率的な土地

利用を図るため、農用地利用改善団体を中心に、基盤強化促進法に基づく担い手への農地集積を進めて参ります。また、農地中間管理機構の事業を活用しながら利用集積を推進し、持続可能な美深農業の基盤を守ります。林業の振興について申し上げます。森林の持つ多面的な機能が十分発揮されるよう、美深町森林整備計画に基づき、補助制度の活用や協定に基づく道有林との共同事業等により、効率的な森林づくりを推進するとともに、令和元年度に上川管内広域で森林認証を取得したことにより、持続的な木材生産と自然環境の保全を両立させた森林管理を目指して参ります。また、令和元年度のJ-クレジット認証や森林環境譲与税などの新たな財源を運用し、本年4月に開校する北海道立北の森づくり専門学院の地域実践研修の受け入れを行い、林業従事者育成の強化を図るとともに、林産業の活性化と基盤強化を図って参ります。商工業の振興について申し上げます。本町における商工業は、人口減少や消費動向の変化による購買力流出が進むなど依然として厳しい経営環境にありますが、町内の商店主や中小企業は、自らの経営改善を図りながら、商工会を中心として商店街の活性化に取り組んでおります。商工業の総合的な改善と発展を目的として、引き続き商工会事業への支援と中小企業への資金調達支援を推進して参ります。「商工業担い手支援事業補助金」制度は、担い手育成、人材育成とともに有効に活用されており、継続して新規開業や異業種進出、経営承継を支援し、商工業の持続的発展と雇用の場の確保や拡大を図って参ります。「快適な住まいづくりと商工業振興事業補助金」については、昨年度設けた子育て支援枠とともに、町産材の利用促進を図りながら、林産業・建設業振興を含め、引き続き地域経済の活性化を図るべく事業を推進して参ります。観光の振興について申し上げます。観光の振興については、道北地域の特徴ある資源を活かした観光商品づくりや観光エージェントへのPR活動など、積極的な取り組みを展開し、着地型観光を推進するため、地域の魅力を体験できる体験・交流型プログラムの充実を図って参ります。観光協会事業に対しましては、広域的な連携事業の展開や観光大使事業、イベントの実施など、事業運営に必要な支援を充実させ観光の振興を図って参ります。道北観光の拠点施設であるびふかアイランドについては、キャンプ場施設をはじめ、びふか温泉や道の駅が本町における観光客の受け入れ施設として重要な役割を担っていることから、施設の老朽化に対応した改修を進め、サービスの向上を重点に体制強化を図りながら安定的な事業運営の確立に努めて参ります。また、昨年に引き続き地場产品販売の充実を図り、利用客及び町民への還元イベントの開催など、地域の魅力を発信する拠点なるよう事業を推進して参ります。仁宇布地区の観光推進を図るために、トロッコ王国を中心に松山湿原などの個性的な地域資源を活かした取り組みに必要な支援を行って参ります。チョウザメ事業の推進について申し上げます。チョウザメ事業の推進については、稚魚生産技術の確立

を最重点におき、北海道大学や水産試験場などとの連携を強化し、ふ化技術の研究と養殖体制の充実を図って参ります。施設全体の整備は、国の地方創生推進交付金を活用し、引き続き計画的な整備を進め、チョウザメ事業の産業化に向けて取り組んで参ります。また、チョウザメまつりの開催による普及促進を図るほか、チョウザメ加工品等のチョウザメ商品開発を進めて参ります。新たな地場産業の創出について申し上げます。新たな地場産業の創出については、本町の資源を活かした産業の創出が活発に展開されることを期待し、人材育成研修制度や活性化促進補助事業に取り組む民間事業者や団体等を支援して参ります。就労対策・勤労者福祉の充実について申し上げます。小規模事業者の新規雇用に対する経費や研修費用を支援し、事業経営に必要な人材の確保と育成を図って参ります。また、求職者の就職活動を支援するため、引き続き職業訓練や資格取得に対する費用の助成を行って参ります。

次に、次代を創る人を育てるまち「美深」について申し上げます。まず教育の振興についてでありますけれども、令和の時代を迎え、社会の急速な変化が予想されるなか、ふるさとを大切に思う心やたくましく生き抜く力を持ち、これから地域を支える人を育てることは、まちづくりの基本であります。家庭・学校・地域社会のつながりのもと、教育行政を推進して参ります。幼児教育は、身体育成や人格形成の基礎を培う上で極めて大切であります。幼児教育の質の向上を目指し、幼児センターにおける教諭保育士の配置を充実するとともに、職員の資質の向上を図り、子どもたちとの信頼関係を築きながら、教育活動に取り組んで参ります。学校教育については、「知・徳・体」を基本に、学力及び体力の向上や豊かな心を育てる教育など、次代を担う人材を育てる教育活動を進めて参ります。また、英語教育をはじめ、高等学校を含めた町内各学校が連携した取り組みなど、本町の特色ある教育活動を継続して進めて参ります。仁宇布小中学校校舎の建替え工事に着手し、学習環境の改善を進めて参ります。学校給食については、運営を開始して6年目を迎えます。衛生管理の徹底による安全第一を基本とし、安心でおいしい給食の提供に努めて参ります。美深高等学校については、学習環境の充実や魅力ある学校づくりに対し、支援を継続して参ります。美深高等養護学校は、昭和59年の開校から36年が経過し、本町に根を下ろしながら多くの卒業生を輩出しておりますが、近年入学生の減少傾向が心配されております。美深高等養護学校協力会をはじめ、町全体で支えあう活動を継続して参ります。子育ての支援については、幼児センターにおける保育サービスや子育て支援室における未就園児の親子のサポート、放課後児童クラブや子ども教室による居場所づくり、学校給食の経済的負担軽減を継続して実施して参ります。社会教育については、町民が生涯の各期にわたって心豊かに暮らせるよう、学習機会や芸術文化に触れる機会の提供に努めるとと

もに、文化団体等への支援を行うなど、生涯学習の推進に努めて参ります。スポーツ活動については、青少年のスポーツ活動への支援をはじめとして、各種教室や大会の開催など、町民がスポーツに親しめる環境づくりを継続するとともに、エアリアルを中心としたアスリートの育成や、各種合宿の誘致など、スポーツを通じたまちづくりを推進して参ります。

次に、健康で明るく暮らせるまち「美深」について申し上げます。健康づくり・医療の充実について申し上げますが、町民が健康で安心して暮らせるよう、基本健診、特定健診、各種がん検診などに継続して取り組み、保健・予防対策を推進して参ります。感染症予防では、昨年に引き続き、国の追加対策である「風しん」の抗体検査及び予防接種の継続に加え、本年度からは、新たに乳幼児の予防接種として「ロタワクチン」を実施して参ります。地域の身近な医療を確保するため、美深厚生病院への支援及び開業医への経営安定化支援を継続するほか、開業医の誘致にも引き続き取り組んで参ります。子育て支援の充実について申し上げます。地域で安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊婦健康相談、妊産婦健診、乳幼児等健診及び産後ケア、新生児聴覚検査などの母子保健事業を推進するとともに、不妊治療費助成などの支援を継続して参ります。また、乳幼児やひとり親家庭等における医療費の助成を継続し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図って参ります。高齢者支援の充実について申し上げますが、高齢者の方々が安心して暮らしていくよう、各種の社会参加を支援する事業を継続するとともに、介護予防の普及・推進と、地域で見守る支援体制の連携を図って参ります。また、社会福祉協議会をはじめとする関係機関との連携により、介護保険制度と併せた各種生活支援サービスの充実と体制整備を進めて参ります。本年度は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しの年であり、向こう3カ年の計画作成に取り組んで参ります。障害者支援の充実について申し上げます。障害者支援では、介護・訓練等の給付、相談支援をはじめとする地域生活支援事業などの障害者福祉サービス、医療費助成制度などを継続し、福祉の増進を図って参ります。本年度は、名寄市を中心とした上川北部5市町村で基幹相談支援センターを設置し、障害者の方々が地域で安心して生活していくための環境づくりを進めて参ります。地域福祉の充実について申し上げます。町民一人ひとりが福祉に関心を持ち、互いに支え合う地域社会の実現を目指し、福祉団体への支援を継続するとともに、社会福祉協議会や民生委員協議会など関係機関と連携して、子どもから高齢者まで安心して暮らせる地域づくりに努めて参ります。社会保障の充実について申し上げます。社会保障制度の実施にあたり、町民に最も身近な行政として、円滑な制度運営を進めて参ります。国が行う制度改革等に留意をしながら、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の円滑な運営と、国民年金制度や生活保護制度の周知と啓発、相談体制の充実に努めて参ります。国民健康保険特別会について

申し上げます。財政の運営主体を北海道が担っておりますけれども、被保険者証の発行等の資格管理や保険税率の決定、特定検診等の保健事業実施など、被保険者の応対は町が担っております。近年、医療費・高額療養費が、増加傾向になっていることから、「特定健診・特定保健指導」による生活習慣病予防事業等を推進し、健康の保持・増進等をもって医療費の抑制に努めて参ります。加入者は、世帯数の減少とあわせて被保険者数の減少も見込んでおりますけれども、国民健康保険特別会計は、一人あたりの医療費等の増加を見込み、前年度対比0.3%増の予算となっております。引き続き安定した制度として持続できるよう、北海道と連携して事業の推進に努めて参ります。介護保険特別会計について申し上げます。介護保険特別会計は、第7期事業計画の最終年度にあたり、居宅サービス、地域密着型サービスなどの保険給付費、「介護予防・日常生活支援総合事業」を含む地域支援事業費の推計から、前年度予算対比4.1%の増となっております。介護予防の推進とともに、介護が必要となってもできる限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域における適切なサービスの提供に努めて参ります。また、「認知症施策総合推進事業」や「在宅医療と介護の連携推進事業」を継続し、地域包括ケアシステムの構築に向け、引き続き関係機関との連携し、体制整備に努めて参ります。後期高齢者医療保険特別会計について申し上げます。後期高齢者医療保険特別会計は、制度に加入する被保険者保険料とその保険料の徴収、納付に係る費用として、前年度対比8.1%増の予算となっております。引き続き、保険料の完納と円滑な運営に努めて参ります。

最後になりますけれども、みんなでつくる心かようまち「美深」について申し上げます。住民主体のまちづくりの推進について申し上げます。まちづくりの推進には、町民と行政が一体となった取り組みが必要あります。町民と町職員が課題を共有し、その解決に向けて一緒に研修を行う「まち・ひとづくり研修事業」の活用を推進するとともに、担い手や起業を目指す若手の育成に支援して参ります。毎月発行の町広報誌については、広報モニターの意見などを参考に読みやすい紙面づくりと内容の充実に努め、的確な行政情報を発信して参ります。また、まちづくり推進町民会議やまちづくり懇談会、地域担当員制度や町長への手紙など、様々な機会を設け広聴活動の充実に努めて参ります。農業、商工業、観光、教育など多くの分野で地域おこし協力隊、集落支援員の制度を積極的に活用し、都市圏からの人材により地域の活力維持と強化を図るとともに、協力隊の定住と定着を目指して参ります。「びふかニューパブリック協議会」が進める高齢者への「買い物支援・宅配サービス」については、住みやすいまちづくりの一つとして引き続き取り組みを推進して参ります。コミュニティ活動の充実について申し上げますが、自治会活動においては、中心的に推進する人材や担い手の不足、人口減少に伴う組織運営のあり方などが共通の課

題となっております。住民の積極的な参加による地域活動の推進のため、自治会活動の運営に継続して支援するとともに、「地域計画」に基づく地域の課題解決に向けた取り組みや事業の推進について、「地域創生元気づくり交付金」の活用を促しながら、自治会活動の活性化をより一層支援して参ります。男女共同参画の推進についてでありますけれども、まちづくりの参画機会の確保や、広報・啓発活動による意識の高揚に努め、男性と女性とがお互いに尊重し合う地域社会づくりを進めて参ります。交流活動の推進について申し上げます。姉妹町添田町との交流、SUBARU美深会や美深ふるさと会を通じた都市部との交流を継続し、広範囲な人的ネットワークづくりに取り組んで参ります。また、株式会社SUBARUとの森林保全活動に関する協定に基づき、森林環境の維持保全及び自然保護活動等に連携した取り組みを継続して参ります。都市部などからの移住促進については、短期の生活体験や都市部でのPR活動を継続しながら将来の定住・定着につながるよう努めて参ります。北海道大学大学院水産科学研究院との連携協定に基づき、美深町をフィールドとした学生の実習受け入れについても継続して取り組んで参ります。行政経営の充実について申し上げます。本町の財政状況は、地方交付税の伸びは期待できず、加えて少子高齢化対策等の社会保障関連経費の増、公共施設の改築や改修及び維持管理費の増嵩など、一層厳しさが加速すると予想されております。こうした財政環境の下、本年度は次期行政改革推進計画を策定し、効率的な行政経営と健全な財政運営の推進を徹底するとともに、行政評価町民委員会による行政評価に基づく的確な行政サービスの提供と行財政運営に努めて参ります。自主財源の根幹となる町税等については、本年度から鉱泉浴場の入浴客に対して「入湯税」を課税し、財源の確保に努めて参ります。さらに、適正かつ公正な課税に取り組むとともに、収納率の一層の向上に努めるよう上川広域滞納整理機構と連携致します。ふるさと寄附金事業については、昨年度募集方法を拡充したことにより寄附額が大きく増加いたしました。制度の趣旨に沿った運用を基本に、本町のPRに最大限利用しつつ、全国の方に広く「寄附」という形でまちづくりに参画頂きながら、本町の資源や特色を活かした事業に活用して参ります。本年度は第6次総合計画の策定の年となります。策定審議会や策定委員会での協議を重ね、将来に向けたまちづくりの基本となる計画としてまとめて参ります。職員の資質向上を図るため、職務遂行に必要な実務能力や政策形成能力などの向上を目的とした職場外研修や、職員が自ら企画・立案する自主研修制度を継続するほか、人事評価制度を適切に運用し、行政課題の解決と、よりよい地域づくりのために力を発揮できる人材の育成に努めて参ります。以上、町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げて、令和2年度の町政執行方針とさせて頂きたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 令和2年第1回定例会の開会にあたり令和2年度の教育行政執行方針を申し上げ、町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。新しい令和の時代を迎えたなか人口減少やグローバル化、絶え間ない技術革新などにより社会が急速に変化していくことが予想されています。子どもたちが未来社会を切り拓くための資質や能力、豊かな心や健やかな身体を育成するため教育の役割は増々重要になっており、その目標を家庭、学校、地域が共有し一体となって取り組みが行われるよう教育行政を推進して参ります。また町民一人ひとりが芸術、文化、スポーツに親しみ、生涯を心豊かに暮らしていくよう芸術鑑賞や学習機会の提供、スポーツの機会の提供や環境整備に努めて参ります。幼児教育の充実について申し上げます。幼児期は身体の育成や生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で極めて大切な時期であり、幼児教育の質の向上により子どもたちの心身の調和のとれた発達を促すことが重要であります。また、特別な支援を必要とする子どもたちの対応や小学校教育への円滑な移行など、一人ひとりの発達過程や特性に配慮した幼児教育の推進が求められています。幼児センターでは、教諭保育士の配置を充実するとともに、職員研修を通じた教諭保育士としての資質の向上を目指し、教育・保育の充実に努めて参ります。また子育て支援するための預かり保育や一時保育を継続するとともに、子育て中の保護者が相談や交流ができる子育て支援室と遊びの広場を引き続き開設して参ります。学校教育の充実について申し上げます。義務教育につきましては、学校教育目標である「知・徳・体」を基本に豊かな人間性とこれからの時代を生き抜く力が身に付くよう、本年度から順次スタートする新たな学習指導要領を活かした教育活動を推進して参ります。知識の理解の質を高め、資質・能力を育む主体的、対話的で深い学びの実現に努めるとともに学校教育の目標を地域社会と共有し、地域社会との連携・協働によりその実現を図っていくため、学校運営協議会、コミュニティ・スクールを通じた地域とともにある学校づくりを進めて参ります。また、豊かな人間性や読解力を育む学校図書の整備をはじめ、新しい時代を生きる子どもたちの情報活用能力の向上に資するため、ICT情報通信技術を活用した教育環境の整備に努めて参ります。英語教育につきましては、外国語指導助手、ALTの複数継続配置と町内各学校との連携による授業交流やイベントの開催など、英語教育の充実のための取り組みを推進して参ります。特別支援教育につきましては、特別支援員の配置とともに美深高等養護学校や保健福祉分野など関係者との連携により、適切な支援を進めて参ります。仁宇布小中学校では、地域と連携しながら山村留学による特色ある教育活動に取り組むとともに、校舎の建替工事に着手し、学習環境の改善に努めて参ります。学校給食は開始6年目を迎ますが、引き続き衛生管理の

徹底による安全第一を基本とし、地元食材も活かした安全で美味しい給食の提供に努めるとともに給食費の軽減を継続し、子育ての経済的負担を抑制して参ります。高等学校教育について申し上げます。美深高等学校では、小規模校の特性を活かした学習サポートに努めるとともに、通信講座や模擬試験、資格取得の活用をはじめとする学習環境の充実、キャリア育成や部活動の充実など魅力のある学校づくりの取り組みを進め成果をあげています。大学等への進学を支援する奨学金制度や各種の助成などを継続し、魅力ある学校づくりを進める取り組みを支援して参ります。美深高等養護学校は、道北地域の特別支援教育の中的な学校であり、本町に根を下ろして36年が経過し、町内で生活して学びを得た多くの卒業生を輩出しています。本町における地域との繋がりや自然環境の豊かさ、寮生活による生活面の学習や他者との交流などの優れたメリットなど、美深高等養護学校協力会を中心として、町全体で支え合う活動を継続して参ります。家庭・地域教育の充実について申し上げます。家庭における教育は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、生きる力を身に付ける全ての教育の出発点です。子育てへの支援とともに、家庭の教育力向上が図られるよう、親子の触れ合いや保護者への学習機会、情報の提供に努めて参ります。また「美深の子どもはみんなで守り育てる」との意識のもと、子どもたちが多くの人々と関り、様々な力が身に付くよう地域の教育力を生かした体験交流活動などに取り組んで参ります。児童館での遊びの場の提供や放課後児童クラブ及び子ども教室を継続し、子どもたちが放課後や週末に安心して過ごせる居場所づくりと多様な学習・体験活動の場を提供して参ります。社会教育の充実について申し上げます。社会教育については、町民が心豊かに生き甲斐のある暮らしができるよう、学びの場の拠点である公民館を中心に、生涯の各時期にわたる多様な学習機会の提供に努めて参ります。青少年の育成事業や社会教育関係団体への支援により、地域における社会教育活動の高揚を促すとともに、活動の担い手づくりに努めて参ります。芸術・文化活動の推進について申し上げます。芸術・文化活動は、人の心に潤いや刺激を与え、心豊かに生き甲斐のある生活を送る上で大切なものです。地域に根差した活動に取り組む文化団体やサークルを支援し、自主的な活動の振興を図って参ります。文化会館COM100を拠点として、優れた芸術、文化に触れる機会の提供に努めるとともに、文化協会などの各種団体と連携を図りながら、芸術・文化活動への支援に努めて参ります。町民が郷土の歴史に関心を持ち・学び、後世に伝えていけるよう貴重な文化財や郷土資料の保存、伝承、公開に努めて参ります。スポーツ活動の推進について申し上げます。スポーツ活動につきましては、町民一人ひとりが自らの健康の保持や体力の増進を図ることができるよう、各種教室や大会の開催、スポーツ団体への活動支援を通じ、誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりに努めて参ります。子どもたちの運動能

力を向上させることを目指して、こどもスポーツ未来基金による継続的支援を行うなど、青少年スポーツの充実と振興を図って参ります。フリースタイルスキーエアリアルを中心とするアスリートの育成強化や各種スポーツ大会、合宿誘致を進めるなど、スポーツを通じたまちづくりを継続して取り組んで参ります。体育施設は町民のスポーツ活動の拠点であり、必要な施設補修を行うとともに、指定管理者による効率的な管理運営を行い、利便性の向上と利用促進に努めて参ります。以上、教育行政執行の考え方を申し上げ、町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、令和2年度の教育行政執行方針といたします。

○議長（南 和博君） 以上で、令和2年度各会計予算に関する町長の町政執行方針並びに教育長の教育行政執行方針の説明を終了します。

◎日程第5 予算特別委員会の設置

○議長（南 和博君） 次、日程第5 予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。本定例会に提案されています議案第17号 令和2年度美深町一般会計予算乃至議案第23号 令和2年度美深町中央簡易水道事業会計予算までの各会計予算を議長を除いた全議員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上審査することにしたいと思いますが、そのように決定してご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号乃至議案第23号の各会計予算は議長を除く10人の議員を委員として構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。予算特別委員会の委員の選任は委員会条例第6条第4項の規定により議席番号1番 名取議員から議席番号10番 齊藤議員まで指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって予算特別委員会の委員は名取、田中、和田、五十嵐、岩崎、藤原、小口、中野、荒川、齊藤の各議員の10名に決定しました。ここで暫時休憩します。議長から委員会条例第8条の規定により予算特別委員会を招集します。正副委員長の互選及び予算審査の日程を決定するようお願いいたします。再開は概ね11時20分といたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時18分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。諸般の報告をいたします。休憩中に予算特別委員会が開かれ、正副委員長の互選並びに予算委員会の日程を決定し、その結果が議長に報告されました。委員長に中野委員、副委員長に和田委員が就任しております。予算特別委員会は3月16日、17日の2日間と決定しております。

◎日程第6 議案第7号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第7号 美深町予防接種健康被害調査委員会条例の制定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第7号 美深町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について提案説明を申し上げます。この条例は、予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理に資するために、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく付属機関として美深町予防接種健康被害調査委員会を設置するため制定するものであります。またこの委員会の委員にかかる報酬及び費用弁償の額を定めるために特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償並びに臨時の委員等の実費弁償に関する条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議頂き原案決定下さいますようお願い申し上げ提案説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の説明をさせて頂きます。議案第7号 美深町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について。美深町予防接種健康被害調査委員会条例を次のように定める。6条からなる条例を定めようとするものでございますが、この委員会につきましては、これまで設置してございましたが、要綱による設置ということでございました。地方公務員法が改正されまして、非常勤職員の任用が厳格化されたということに伴いまして、条例に基づく設置をするというところでございます。この委員会の委員を改正地方公務員法第3条第3項第2号の規定による特別職員、非常勤職員ということで付属機関の委員とするものでございます。条文の説明でありますけれども、まず第1条は設置規定でございます。予防接種法に基づく予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理を図るため設置するものでございます。第2条が委員会の所掌事務の規定となってございます。さらに第3条から第6条に委員会の組織、会議の運営等について規定するものでございまして、第3条に委員会の組織を規定してございます。医師等による4人の委員を

委嘱し、任期は2年、第5条で互選による委員長を置くとしてございます。次のページめくって頂きまして、第6条が会議の成立、議事の決定に関する規定内容となってございます。次に附則でございますけれども、第1項は施行期日で令和2年4月1日からの施行とし、第2項は委員の報酬等に関する規定となってございます。特別職、非常勤職員に支給する報酬及び費用弁償につきましては別の条例で定めておりますので、この条例を一部改正し、この委員会の委員の報酬額を別表に加えるものでございます。報酬額は日額1万5千円としようとするものでございます。以上が議案第7号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） これから議案第7号に関し質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければこれで質疑を終了します。只今議題となっています議案第7号は総務住民常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は総務住民常任委員会に付託することに決定しました。

◎日程第7 議題第8号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第7 議案第8号 美深町印鑑条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第8号 美深町印鑑条例の一部改正について提案説明申し上げます。成年後見制度の利用の促進に関する法律が改正され、成年被後見人等であっても意思能力を有する者は印鑑登録を行う事ができるようになったこと及び住民基本台帳法施行令の改正により氏に変更があった者の住民票に旧氏の記載ができるようになったことに伴って一部改正するものであります。よろしくご審議頂き、原案決定下さいますようお願い申し上げ提案説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書の3ページお開き頂きたいと思います。議案第8号 美深町印鑑条例の一部改正について。美深町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。資料をお付けしてございますので1枚めくって頂きまして資料によってご説明申し上げたいと思います。只今、町長の方からありました通り2つの法令の改正等にかかる改正となってございます。1つが成年被後見人等の権利に関する法律を整備する法律、この施行によりまして、成年被後見人であっても意思能力を有する者は印鑑登録を行

うことができる、このような改正がありまして、本条例についてもそのように改めるものでございます。2つ目が住民基本台帳法施行令の改正によりまして、住民票に旧氏の記載ができることになったことに伴う改正となってございます。新旧対照表、まず第2条の改正でございますが、これは成年被後見人に関する改正でございます。これまで第2項第2号の規定によりまして、成年被後見人は印鑑登録の資格を有しておりませんでした。これを改正第2号により意思能力の有しない者と改めるものでございまして、これによりまして、意思能力を有する者は印鑑登録の資格を有するということになります。したがいまして、成年被後見人の方が印鑑登録を申請する場合は法定代理人が同行し、本人が申請する場合に限って印鑑登録ができるということになったものでございます。次に第6条の改正でございます。これが住民票に記載の旧氏による印鑑登録を可能とする改正でございます。第11条の改正、これは印鑑登録の抹消の規定でございますが、第2条第6条の改正に関連した条文の改正となってございまして、それぞれ第4号、第6号を改正するものでございます。附則は施行期日でございまして、公布の日からするものでございます。以上、議案第8号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第8号の説明を終了します。

◎日程第8 議案第9号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第8 議案第9号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第9号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について提案説明申し上げます。本年4月から導入する会計年度任用職員が行うこととされている地方公務員法第31条の規定に基づく服務の宣誓についてそれぞれの任用形態や手続きに相応しい方法で行う事ができるよう改正するものであります。よろしくご審議頂き原案決定下さいますようお願い申し上げ提案説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案書6ページをお開き頂きたいと思います。議案第9号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について。職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。これも1枚めくって頂きまして、資料をお付けしございますので資料で説明させて頂きます。条例の第2条の改正でございます。職員の服務宣誓に関して規定をしてございます。会計年度任用職員につきましては制度導入前の任用形態あるいは任用手続きが様々であると、それによりまして服務の宣誓をそれぞ

れの職員に相応しい方法で行うことが望ましいというようにされてございます。そのため臨時職員等から会計年度任用職員へ移行した場合には任命権者等の面前での宣誓書への署名を要さず署名をした宣誓書を提出したことで足りる。また同一の職員が再度の任用を行った場合には、先の任用のサインで行った服務の宣誓を行ったものと見なすというように出来るよう改めるものでございます。第2条に1項加えまして任命権者が別段の定めができる旨の規定を追加するものでございます。附則は、施行期日でございます。令和2年4月1日からとするものでございます。以上、議案第9号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第9号の説明を終了します。

◎日程第9 議案第10号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第10号 美深町手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第10号 美深町手数料徴収条例の一部改正について提案説明を申し上げます。住民基本台帳法が改正され、住民票の除票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付が定められたことに伴い、この交付に掛かる手数料について追加するほか、根拠法令について整理するものであります。よろしくご審議頂き原案決定下さいますようお願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） それでは議案の8ページをお開き頂きたいと思います。議案第10号 美深町手数料徴収条例の一部改正について。美深町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。1枚めくって頂きまして資料でご説明申し上げたいと思いますが、行政手続きのデジタル化の推進ということで、改正趣旨のところに書いておりますけれども非常に長い名前の法律で、通称デジタル手続法というように言われておりますけれども、この改正の中で住民基本台帳法の一部が改正されたということでございます。この改正によりまして、住民票の除票と戸籍の附票の除票に関して規定がされたと、そしてこれらの交付が法制化をされたと、これに伴います改正でございます。条例には住民票の除票と戸籍の附票の除票の写しに交付に掛かります手数料を定める改正となってございますが、この手数料の金額につきましては、住民票の写し及び戸籍の附票1件の交付手数料と同額とするよう定めるもので、1件につき200円とするものでございます。また、あわせまして各手数料の種類に当該交付等の根拠法令を規定するという改正内容となってございます。それでは新旧対照表をご覧いただきまして内容を説明させて頂ますが、ま

ず第2条の第1項第16号の改正でございまして、「ア～ウ」までは住民票の写しに関する手数料の規定でございまして、個人1件、全員で4人以下、全員で5人以上、各1件の金額を規定してございまして、ここにそれぞれの根拠となる住民基本台帳法の条項をあわせて定めるものでございます。以下、同様に根拠法令を規定しておりますが、申請する規定が改正案の「エ」と「カ」でございます。改正案の「エ」が住民票の除票の写しの交付手数料の規定で1件につき200円とするものでございます。次に「カ」が戸籍の附票の除票の写しの交付手数料で1件につき200円とするものでございます。現行規定の「キ」が削除されてございますが、この規定につきましては改正案の「ア～ウ」まで、それにこの規定をつけてございますので、現行の「キ」については削除するという改正となってございます。附則は施行期日でございます。公布の日から施行するものとしてございます。以上、議案第10号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第10号の説明を終了します。

◎日程第10 議案第11号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第10 議案第11号 美深町債権管理条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第11号 美深町債権管理条例の一部改正について提案説明を申し上げます。この改正は町の債権のうち、公債権にかかる延滞金を徴収する場合において個別の条例に延滞金の徴収に関する定めがない場合の延滞金の割合について、当分の間、租税特別措置法に規定されている利子税の割合の特例措置を適用させる規定を附則に追加するものであります。よろしくご審議頂き原案決定下さいよう、よろしくお願い申し上げ提案説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書の11ページお開き下さい。議案第11号 美深町債権管理条例の一部改正について。美深町債権管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。1枚めくって頂きまして、資料をご覧頂きたいと思いますが附則の改正でござります。附則の2項の次に第3項を加える改正となってございますが、公債権にかかる延滞金の割合の特例の規定を加えるものでございまして、只今町長から説明があった通り、個別の条例において延滞金に関して定めのない場合については、租税特別処置法の規定により特例措置を適用させるという改正でございます。これを附則の第3項に謳うものでございまして、公債権にかかる延滞金の割合につきましては、本則の第8条第2項で謳ってござ

いまして、履行期限の翌日から一ヶ月を経過する日までの期間を年7.3%、それ以降の納付の日までの期間を14.6%と定めてございますが、この割合を当分の間特例基準割合を用いた割合とするものでございまして、年7.3%の割合を特例基準割合に年1%を加算した割合とする。年14.6%割合につきましては、特例加算に年7.3%を加算した割合とするという特例を第3項に加えるという内容でございます。附則は、この条例の施行期日でございまして交付の日から施行するものとするものでございます。以上、議案第11号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第11号の説明を終了します。

◎日程第11 議案第12号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第11 議案第12号 美深町福祉委員設置条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第12号 美深町福祉委員設置条例の一部改正について提案説明を申し上げます。福祉委員の報酬及び費用弁償については、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償並びに臨時の委員等の実費弁償に関する条例の定めるところにより対応してきたところですが、会長及び委員それぞれの報酬額を明確にするため所要の改正を行うものであります。よろしくご審議頂き原案決定下さいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） では、議案の説明をさせて頂きますので14ページをお開き頂きたいと思います。議案第12号 美深町福祉委員設置条例の一部改正について。美深町福祉委員設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。1枚めくって頂きまして15ページでございます。第7条の改定でございますけれども、福祉委員につきましては、本町担当の民生委員さんにその職務を担って頂いておりますが条例の改正内容につきましては、委員の報酬及び費用弁償の規定を整備する内容となってございます。この改正につきましても地方公務員法の改正に関連しての諸規定の整備に伴うものでございまして、報酬額を明確にするというものでございます。現行規定では、報酬額についても非常に長い条例の名前ですので報酬条例というように略させて頂きますが、現行ではこの報酬条例に定めるところによると規定になっておりますが、この報酬条例の中には福祉委員の報酬額が明確に規定になっていないということでございます。条例の何処を引用するのかというところが明確になっていないというところでございまして、これを改正案の通りに報酬条例

の別表に定める額をもって規定する。そのように改めるものでございます。附則は、施行期日でございます。令和2年4月1日からとするものでございます。以上、議案第12号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第12号の説明を終了します。

◎日程第12 議案第13号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第12 議案第13号 美深町公園設置及び管理条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第13号 美深町公園設置及び管理条例の一部改正について提案説明を申し上げます。本件は、現在美深町公園として管理している5公園のうち、玉川公園については来年度以降、地域において利用及び管理をすることとなったことから公園としての用途を廃止するために所要の改正を行うものです。よろしくご審議頂き原案決定下さいますよう、お願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 16ページをお開き頂きたいと思います。議案第13号 美深町公園設置及び管理条例の一部改正について。美深町公園設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。これも資料でご説明申し上げます。新旧対照表をつけてございますが、第2条の改正でございます。現行1号から5号まで5つの公園を規定してございますが、これから第4号の玉川公園を削除する改正となるものでございます。改正後は4つの公園ということで、現行第5号の恩根内公園を第4号と改めるものでございます。附則は、施行期日でございます。令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。以上、議案第13号の説明とさせていただきます。

○議長（南 和博君） 以上で議案第13号の説明を終了します。

◎日程第13 議案第14号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第13 議案第14号 美深町北海道営草地整備改良事業等分担金徴収条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第14号 美深町北海道営草地整備改良事業等分担金徴収条例の一部改正について提案説明を申し上げます。本件は令和2年度から令和5年度までの4年間で、事業を計画しております公社営による草地畜産基盤整備事業の実施にあたり受

益者、整備する農業者でありますけれども、分担金を徴収するため事業名称などを改めるものでありますのでよろしくご審議頂き原案決定下さいますよう、よろしくお願ひ申し上げて提案説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 18ページでございます。議案第14号 美深町北海道営草地整備改良事業等分担金徴収条例の一部改正について。美深町北海道営草地整備改良事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。1枚めくって頂きたいと思います。新旧対照表をつけております。第1条と第2条の改正となります。第1条が事業名の改正、公社営による草地整備事業が現行の畜産扱い手育成総合整備事業から草地畜産基盤整備事業に改められたことによる改正でございます。また第2条につきましては、公社の名称も財團法人北海道農業開発公社から公益財團法人北海道農業公社に改められてございますので、これに併せた改正とするものでございます。附則の施行期日につきましては、公布の日から施行するものとするものでございます。以上、議案第14号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第14号の説明を終了します。

◎日程第14 議案第15号の提案説明

○議長（南 和博君） 次、日程第14 議案第15号 美深町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第15号 美深町道路占用料徴収条例の一部改正について提案説明を申し上げます。本件は、道路法施行令の一部改正に伴い国が徴収する国道の占用料が改正されたため、これに準じて定めている町道の占用料について改正するものであります。よろしくご審議頂き原案決定下さいますよう、お願い申し上げ提案説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書20ページをお開き頂きたいと思います。議案第15号 美深町道路占用料徴収条例の一部改正について。美深町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。23ページ、24ページご覧頂きたいと思います。資料をつけていますので資料でご説明申し上げます。今回の道路占用料の改正にあわせて延滞金の徴収について、その率が現行の率に改める改正をあわせて実施するものでございます。延滞金の徴収につきましては、第10条、附則の第3項で延滞金の特例について定

めてございますが、これがそれぞれ 7.25% となっているものを 7.3% に改めます。さらに 14.5% と規定しているものを 14.6% に改めるものでございます。次、24 ページからが別表の改正となりまして、これが占用料の改正となってございます。表のそれぞれ新旧、右端の占用料の料金が国の占用に合わせた改正ということで、それぞれアンダーラインを引いてございますので、このように改めるというものでございます。25 ページに参りまして、附則施行期日でございますが令和2年4月1日から施行するものでございます。以上、議案第15号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 以上で、議案第15号の説明を終了します。ここで暫時休憩します。再開は概ね午後1時、13時といたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時00分

◎日程第15 議案第3号乃至議案第6号の提案説明

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。次、日程第15 議案第3号 令和元年度美深町一般会計補正予算（第6号）乃至議案第6号 令和元年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）を一括して議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第3号から議案第6号で提出しております一般会計及び2特別会計並びに中央簡易水道事業会計の補正予算につきまして、一括して提案説明を申し上げます。はじめに、議案第3号 令和元年度美深町一般会計補正予算（第6号）について説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、入札減や事業量の増減のほか、ふるさと納税寄附金の積立など、年度末に向けて歳出を整理するものであります。歳入につきましては、只今申し上げた歳出の特定財源について追加・減額するほか、町債では事業費確定にあわせて第3表の通り借入額の変更を行っております。また、債務負担行為につきましても第2表の通り2件追加しておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上によりまして一般会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ 2,214万8千円を減額して、補正後の予算総額は、歳入・歳出それぞれ 55億4,029万1千円のなるものであります。次に議案第4号 令和元年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。今回の補正につきましては、歳出では高額療養費と国民健康保険システム改修費用を追加するほか、財源の補正を行うものであります。次に、

歳入でありますか歳出の補正に伴い、国・道支出金、一般会計繰入金を追加するほか、前年度繰越金及び基金繰入金について整理するものであります。以上によりまして国民健康保険特別会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ 262万1千円を追加して、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ 6億855万円となるものであります。次に、議案第5号 令和元年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。今回の補正につきましては、居宅サービスや施設サービス、地域密着型介護サービスなどサービス給付費の増減見込みと、それに伴う充当財源について補正を行うものでございます。これによりまして介護保険特別会計の補正額は、歳入・歳出それぞれ 2,706万円を減額して補正後の予算総額は、歳入・歳出それぞれ 5億4,679万3千円となるものでございます。最後に議案第6号の令和元年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、収益的収支で消費税及び地方消費税の年間見込み額が確定したことから整理するものであります。以上によりまして収益的支出を 70万円減額し、7,691万5千円となるものでございます。以上、一般会計及び2特別会計並びに中央簡易水道事業会計補正予算の提案説明といたします。よろしくご審議頂き原案決定下さいますよう、お願い申し上げ提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 川端総務課長。

○総務課長（川端秀司君） それでは議案第3号の説明をいたします。令和元年度美深町一般会計補正予算（第6号）。令和元年度美深町一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 以上で、一般会計補正予算（第6号）の説明といたします。

渡辺住民生活課長。

○住民生活課長（渡辺美由紀君） 別冊配布の議案第4号の説明をいたします。議案第4号 令和元年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。令和元年度美深町国民健康保険特別補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 後藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（後藤裕幸君） それでは議案第5号のご説明を申し上げます。別冊配布の議案書をご覧ください。議案第5号 令和元年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）。令和元年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） 議案第6号のご説明をいたします。議案第6号 令和元年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）。令和元年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 以上で、議案第3号 令和元年度美深町一般会計補正予算（第6号）乃至議案第6号 令和元年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終了します。

◎日程第16 議案第16号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について

○議長（南 和博君） 次、日程第16 議案第16号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

山口町長。

○町長（山口信夫君） 議案第16号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について提案説明を申し上げます。この制度については、美深町内で働く勤労者の福祉の向上と定着を図るため、北海道労働金庫の運用原資として預託をし、勤労者の福祉資金として貸付を行うものであります。預託する金額及び融資限度額を定めようとするものであります。よろしくご審議頂き原案決定下さいますよう、お願い申し上げ提案説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 今泉副町長。

○副町長（今泉和司君） 議案書の最後のページ、26ページをお開き頂きたいと思います。議案第16号 美深町勤労者福祉資金融資に伴う預託金及び融資限度額について。美深町勤労者福祉資金融資条例に基づく預託金及び融資限度額を令和2年4月1日から次の通りとする。預託金額は500万円でございます。預託金融機関が北海道労働金庫名寄支店、融資限度額を750万円とするものでございます。以上、議案第16号の説明とさせて頂きます。

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから議案第16号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。これから議案第16号について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第16号について採決します。
議案第16号について原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第16号は原案の通り可決されました。

◎日程第17 報告第1号 委員会報告 総務住民常任委員会所管事務調査報告
産業教育常任委員会所管事務調査報告

○議長（南 和博君） 次、日程第17 報告第1号を議題とします。総務住民常任委員会並びに産業教育常任委員会から所管事務調査の報告です。この際、委員長から調査の経過並びに結果についてご報告いただきます。

6番 藤原総務住民常任委員長。

○6番（藤原芳幸君） 総務住民常任委員会から所管事務調査報告を申し上げます。本委員会は、閉会中に所管事務調査を行ったので、会議規則の第77条の規定によりご報告をいたします。調査日は令和2年2月14日、調査事項は美深町ふるさと納税の現状について。内容は好調なふるさと納税の現在の状況、返礼品の実績、出金状況及び今後の執行計画についてあります。調査のまとめを朗読をいたします。ふるさと納税は、自分の出身地域や応援したい自治体に寄附ができる制度であり、寄附金を財源としたまちづくり事業の推進を図ることや寄附者に対する返礼品を通して地域の特産品や名産品をPRする機会にもなり、地元産業の振興にも繋がるものであります。近年、各自治体が力を入れた取り組みが見られ、美深町の現状を調査するものであります。平成20年度から制度が始まったふるさと納税は、当初120万円から700万円ほどで推移しておりましたが、平成28年10月に開設したインターネットサイトふるさとチョイスにより増加し、3,000万円を越え、平成29・30年度は6,000万円に増加をしております。また令和元年10月に開設した楽天ふるさと納税サイトにより寄附件数が急激に増加し、本年1月末で寄附額が1億4,880万円あまりとなり、今年度末には1億5,000万円に迫る状況となっております。寄附金の使途別指定先は12項目あり、未来を担う子どもたちを応援する事業が約6割を占め、活力ある地域産業を育てる事業が約15%であり、その他の事業は7%と以下となっている状況であります。ふるさと納税に対する返礼品は147品目ある中で、農畜産物が上位を占め、その中でも牛肉に人気が集中している状況であり、中には数ヶ月待ちの人気商品もございます。ふるさと納税の増加で地場産業の振興と町のPR

及び財源確保に繋がる一方、町民が他自治体へ寄附した場合は税収が減る一面もありますが、全国的に活用されている事業でもあり、圧倒的に人口の多い、他市町村の住民が美深町を選択してくれることで、現在では利点の多い事業となっております。昨年の10月以降、寄附件数の急増で利用者への対応が追い付かない状況が見られ、リピーターの確保や美深町のPRの充実が図られるよう受け入れ体制の強化が必要ではないか。またインターネットサイトの運営会社や商品の納入業者と連携し、返礼品に関わる苦情対策などの強化も図るべきである。ふるさと納税利用者の多くは寄附金の市と内容よりも買い物感覚での返礼品目的が主と考えられておりますが、返礼品は品物ばかりでなく、体験ツアーなどのソフト事業を企画することも必要であると考えます。また、美深町の特徴的な教育である仁宇布の山村留学を知ってもらう機会として、また学校建替えに対するクラウド的な活用や全国から集まる山村留学の応援団的な企画など、ふるさと納税の発信方法について研究することも望まれるところであります。この他、使途指定先の約6割を占める未来を担う子どもたちを応援する事業の取組内容を分かりやすく情報発信することにより、美深町に关心を持つ人の発掘にも繋がることも考えられ、担当部署の取り組みに今後期待したいところであります。なお、参考資料として平成元年度ふるさと納税の実績、使途別実績及び返礼品のうち、件数の多い上位10品目を表に掲載してございますので、ご覧頂きたいと思います。以上、総務住民常任委員会からの所管事務調査の報告といたします。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎産業教育常任委員長。

○5番（岩崎泰好君） 所管事務調査の報告をさせて頂きます。本委員会は閉会中に所管事務調査を行いましたので、会議規則第77号の規定によりまして別紙の通り報告をするものであります。調査日は令和2年1月20日の現地視察と21日の聞き取り調査でございます。調査事項につきましては、社会教育の充実、生涯学習機会の充実の現状と課題について調査をいたしました。調査内容につきましては、各種学級や講座開設事業にあってCOMカレッジ110美深大学等の歴史と現状について調査をし、抱える課題についての調査をするという内容でございます。調査のまとめを朗読して報告とさせて頂きます。学級数、学生数の推移と年齢構成について。学生数では令和元年度303人であり、平成27年度376人と比較をいたしますと5年間で19.4%の減少が見られ、年齢構成もその中心が70歳代から80歳代に移行し、60歳代の減少が著しい傾向がみられております。学級数につきましては9校の分校がございますが、その中でも休校や活動内容の減少がみられるような状況が進んでおりまして、ただ農村部におきましては3校合同の講座参加については、足の確保や運営の努力が継続をしております。全体学習では、近年体育祭や文化祭への参加減少傾向がみられておりまして、新年の集いの参加者数はほぼ130人

程度。年間活動者は 70 人から 80 人というような現状です。全体の傾向としては、イベント性のある内容に参加意欲があがり、学習機会は敬遠される、そのような現状にあるということです。さらに美深町高齢者保健福祉計画のアンケートによりますと、地域での活動について参加していない方が 6 割おり、特に男性の不参加率が特に多いというような現状でございます。課題につきましては、60 歳以上の対象者をより多く入学者として迎え入れる、そのような魅力づくりと、それに伴うカレッジの活性化にあると思います。大学設置の目的には充実した社会生活を送るため、幅広い学習機会をつくり、社会貢献活動を通して生き甲斐ある人生観を確立することとございます。委員会としましては、以下の点に留意をして課題解決の方向性を見出すよう強く望むものであります。1 つ目には、募集の工夫や仕掛けづくりに創意工夫と改善策が必要であるということ。2 つ目には、学生のニーズがどこにあるのか。現状の把握と満足度向上にあります。3 つ目には、興味や魅力を繋げる学習機会の再構築や道民カレッジとの連携も視野に入れて進めるべきということでございます。4 つ目には、個々人の文化活動や趣味の活動も教育課程の選択科目として位置づけを図ると、そのような仕組みづくりも必要である。また 5 つ目には、各種サークル活動との連携とポイント制の導入を検討ということでございます。そしてさらに 6 つ目には、分校活動には他地域との交流や他地域からの参加を可能とする、そのような方策の検討も求められるところであります。以下、参考資料につきましては、先程まとめて報告いたしました、ここ過去 5 年間の年齢別の生徒数の推移でございます。以上、報告といたします。

○議長（南 和博君） 只今の各委員長からの報告について質疑ござりますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ以上で報告を終わります。

◎日程第 18 報告第 2 号 令和元年度議会広報特別委員会報告

○議長（南 和博君） 次、日程第 18 報告第 2 号 令和元年度議会広報特別委員会報告でありますが、本件はお手元に配布の報告書で調査終了報告済みといたします。

◎日程第 19 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第 19 休会日の決定の件を議題とします。

お諮りします。議案調査、一般質問調整等のため 3 日から 11 日までの 9 日間を休会にしたいと思いますが、そのように決定してご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって 3 日から 11 日までの 9 日間を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。本日はこれで散会とします。ご苦労様でした。

散会 午後 2 時 05 分

令和2年第1回定例会
美深町議会会議録
第2号（令和2年3月12日）

◎議事日程（第2号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 一般質問
- 第 3 休会日の決定

◎出席議員（11名）

1番 名 取 明 美 君	2番 田 中 真奈美 君
3番 和 田 健 君	4番 五十嵐 庄 作 君
5番 岩 崎 泰 好 君	6番 藤 原 芳 幸 君
7番 小 口 英 治 君	8番 中 野 勇 治 君
9番 荒 川 賢 一 君	10番 齊 藤 和 信 君
11番 南 和 博 君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町 長 山 口 信 夫 君	副 町 長 今 泉 和 司 君
総務課長 川端秀司君	住民生活課長 渡辺美由紀君
保健福祉課長 後藤裕幸君	農務課長 山崎義典君
建設水道課長 杉本力君	会計管理者 政岡英司君
総務グループ主幹 小林一仙君	企画グループ主幹 中江勝規君
生活環境グループ主幹 内山徹君	税務グループ主幹 中林秀文君
保健福祉グループ主幹 小野勇二君	農業グループ主幹 桜木健一君
建設林務グループ主幹 竹田哲君	水道住宅グループ主幹 南坂陽子君

◎教育委員会

教 育 長 草 野 孝 治 君 教 育 次 長 望 月 清 貴 君

教育グループ主幹 大堀 裕康君 教育グループ主幹 和田 政則君

◎農業委員会

農業委員会会长 外崎 敬雄君 事務局長 山崎 義典君

◎監査委員事務局

代表監査委員 水本 守君 事務局長 玉置 一広君

◎議会事務局

事務局長 玉置 一広君 事務局副主幹 服部 満君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名全員出席です。定足数に達していますので、只今から本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせます。

玉置事務局長。

○事務局長（玉置一広君） 諸般の報告をいたします。今期定期会の一般質問通告について申し上げます。一般質問の通告者は、名取議員ほか3名です。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（南 和博君） 次、日程第2 一般質問を行います。一般質問の通告者は4人です。発言の順序は通告の順序といたします。発言時間は再質問を含めて30分とします。それでは通告順にしたがって発言を許します。

1番 名取議員。

○1番（名取明美君） それでは、はじめさせていただきます。今年度最後の一般質問になりますので、1年間の総まとめとして美深町をケアマネージャーの視点からケアプランしていくたいと思います。項目 社会福祉、件名 人生100年時代における高齢化と少子化への対応について。厚生労働省の人生100年時代構想会議中間報告によりますと、ある海外の研究では、2007年に日本で生まれた子どもの半数が107歳より長く生きると推計されており、日本は健康寿命が世界一の長寿社会を迎えていました。人生100年時代をより充実したものにするためには、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会を作ることが重要な課題となっています。町政執行方針では、高齢者支援と子育て支援の充実が示されていますが、今後も進んで行くと思われる高齢化と少子化に対し、新たな視点を取り入れ、対応すべきと考えるが、町長の所見をお伺い致します。1、高齢者の生き甲斐づくりについて。美深町における高齢化率は、国・道の平均を上回る状況ですが、ボランティアや生涯学習などの参加を通して元気な高齢者は多いと思われます。国の調査では、趣味やスポーツに熱中しているとき、仕事に打ち込んでいる時に生き甲斐を感じている人は、健康状態が良いことがわかっています。人

生100年時代を見据え、高齢者が多世代に緩やかに交わりながら生きる張り合いを持ち、社会の力となれるような方策も必要ではないでしょうか。高齢者の豊かな経験や能力を活かし、家事・育児のヘルパーや日常生活の便利屋、趣味の相手など、わずかな対価を得て行う生き甲斐就労サービスのような新たな仕組みづくりは考えられないか。2、少子化に関わる対策について。少子化の進行は全国的な問題であり、その中で、美深町では子ども・子育て支援事業計画に基づき様々な子育て支援事業に取り組んでいることは評価していますが、生まれてから数年間の支援の重要性も一方で感じています。三つ子の魂百までということわざがあり、脳の成長は3歳までに80%に達すると言われております。思いやりや我慢強さ、生活マナーや生活リズムといった基本的な事を覚えさせるためには、親が不安を抱かずに育児することが大切だと考えています。経済的な不安を緩和するための美深町独自の子育て支援手当、3歳まで1人月額3万円商品券支給の創設は考えられないか。また、育児は精神的にも体力的にも大変であり、その悩みをサポートする家事や育児に関するヘルパー制度をつくることはできないか、町長の所見をお願いいたします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） ご答弁を申し上げたいと思います。只今、名取議員から人生100年時代における高齢化と少子化対応について、ご質問を頂いたところでございます。まず、高齢者の生き甲斐づくりについて答弁を申し上げたいと思います。これまで高齢者に対しまして、介護予防として体操やレクレーションを中心とした通いの場づくりなどを進め、各地区でサロンが開催されるようになり、一定の効果を感じているところでございます。また近年は、定年後も就労を継続したり、シルバー人材センターなどで活躍されるなど、70歳程度まで活躍する元気な高齢者が増えてきていると感じているわけであります。しかし、通いの場に参加されない方についての対策が課題と考えており、現在は社会福祉協議会を中心として茶話会や料理教室、映画会などの高齢者の様々なニーズに応えるため、多様な内容でサロンを検討し、新たな試みをはじめたところでもあります。今後、サロン活動の他にも有償ボランティアなどの就労に類する取り組みについても検討しており、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターと連携をして、高齢者の困りごとについてのニーズの把握を行っているところであります。把握した困り人に対しての生活支援サービスを創設し、元気な高齢者に担い手となって頂くことで、高齢者の生き甲斐づくりに繋がるものと考えているわけでございます。生活支援サービスの対象といたしましては、高齢者だけではなく、子育て世代や障害者などの幅広い世代に対してサービスを展開することも視野に入れ、検討して参りたいと考えているわけであります。また、令和2年度に策定する第6次美深町総合計画や第8期高齢者福祉計画の協議の中でも高齢者の様々なニーズを把

握し、サロンや生活支援体制の整備検討を行い、高齢者の生き甲斐づくりなど、新たな仕組みづくりについても努力して参りたいと思っております。次に、少子化に関わる対策についてのご質問を頂きました。ご質問の内容を見ますと、子育て支援が中心のご質問でありますけれども、子育て世代への支援が、少子化に全て結び付くものではないということをご理解いただきたいというように思っております。まず、子育て支援手当の創設は考えられないかということでありますけれども、これまで子育て世代への支援といったしましては、総合計画や子ども子育て支援事業計画により様々な施策を展開して参ったところであります。子育て支援対策の1つといたしまして、本町では早い時期に幼保一元化に取り組み、児童センターを設置して、児童教育・子育て支援に力を入れてきたところでもあります。また、乳幼児等医療費の助成、児童教育の無償化、予防接種補助など経済的な支援も充実してきているところであります。ご提案のありました子育て支援手当につきましては、他の自治体でも支援金や出産祝い金など様々な支援策を実施していることは承知しているわけでありますけれども、一方では、ばら撒き的な方策としての議論もあることから慎重に検討する必要があるのではないかと、このように考えております。また、家事・児童に関するヘルパー制度についてでありますけれども、今まで病児保育や一時的な支援が必要というニーズがあることは認識しておりますけれども、実際にどのようなニーズがあるのか、どのような支援が必要なのかなど具体的な課題の整理と適切な体制整備が課題であると捉えております。現在の考え方といたしましては、先の質問にもありました生き甲斐就労サービスの体制を整備検討していくなかで、将来的に子育て世帯への支援が可能か研究していくのも視野に入れ、検討して参らなければならないと思っております。どちらの課題につきましても、現在策定しております第2期子ども・子育て支援事業計画や第6次美深町総合計画の中で効果的な少子化対策を検討・協議して参りたいと考えております。以上であります。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 私はケアマネージャーです。ケアマネージャーの処方として、短期・中期・長期と一人の人を目標を立ててケアプランしていきます。美深町を短期・中期・長期と目標を立ててケアプランしてみました。まず、短期です。12月10日、第3回目の一般質問。介護予防・自立支援の話をさせて頂きました。今年度に差し迫った課題として、予防があります。これが短期目標です。中期は9月13日、第2回目の一般質問。2025年問題。健康寿命の延伸、これが中期目標です。今回は、長期でいきたいと思います。人生100年時代です。まず、高齢者の生き甲斐づくりです。人生100年時代における生き甲斐づくりをどのようにして支援をしていくか。2月8日に上士幌町のかみし

ほろ塾に行き、鎌田實氏の人生100年時代をどう生きるかを聴講して参りました。話の中で、人生において生き甲斐が大切だと話されていました。私なりに人生の中の生き甲斐とは、家族であり、仕事・友達・趣味・社会的役割など様々です。地域が抱える高齢者問題においても、この生き甲斐を持つことは大切であり、重要です。趣味と収入と生き甲斐の繋がりを地域で作っていく事が大切だと私は思います。高齢者の豊かな経験や能力を活かし、家事・育児のヘルパーの日常生活の便利屋、趣味の相手など、わずかな対価を得て、生き甲斐就労サービスの様な新たな仕組みづくりは考えられないかと思っております。町長に再度お伺いします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 再度お伺いしますということではありますけれども、具体的にどういうことか、ちょっと図りかねる訳ではありますけれども、名取議員さんは非常に知見があるといいますか、ケアマネージャーということについては私も認識しているところでありますけれども、しかしながら、一方では議員でございますので、その辺のことでも総合的な判断を要するのかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。具体的なことを再質問でありませんでしたので何とも申し上げられないわけではありますけれども、色々な知見をお持ちであるということについて、また人生100年時代にということについて、非常に私も考えるところがあるわけでありまして、そういう中で、第6次の総合計画さらには次の高齢者福祉計画・子どもの計画等々について今おっしゃられたようなことが可能かどうか、検討して参ることができればいいなと考えているところでございます。以上です。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 先程、町長は社会福祉協議会と連携をして就労サービスも検討・努力して参りたいとおっしゃっていただきました。私は美深町民の収入を少しでも上げたいです。高齢者が働く場所づくりをし生き甲斐をもつくる、そして生活の安定化を少しでも図る。これは長期的な目標であり、実現的な施策と私は考えます。長期的な目標として町長にお伺い致します。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 1つのボランティアといいますか、福祉の在り方といいますか、少しでもお金になるというか、そういう考え方に基づいて、福祉協議会等々と協議を具体的にしていくと、こういう部分については、ボランティアについても、私も過去ずっと持論として、これらの方が我が町として出来ないかという事についても協議というか語ってきたことがあるわけであります。したがいまして、具体的には社会福祉協議会、さらに

はシルバー人材センター等々と協議になると思いますけれども、そういう方向で議論ができるべきはいいな、実現できればいいなと考えているところであります。ただ、要は問題としてそこに参加してくれる高齢者の方々等々がどのくらいいるのか、この把握等々についても、やっぱり具体的にしていかなければならぬのかな。そして、積極的にはご参加もお願いしていかなければならないのかなと思っておりますので、よろしくお願ひ致します。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 高齢者の生き甲斐づくりは、今まで言ってきた健康寿命の延伸にも繋がり、更に介護予防に積極的効果がある施策になります。短期・中期・長期に繋がる高齢者の生き甲斐づくりは大変重要です。2番目に、少子化問題です。厚生労働省が出している2007年に生まれた子どもということは、現在でいうと13歳です。中学1年生です。その半数は107歳より長く生きるということです。その子どもたちに何をしてやれるのか、何を残してやれるのか、美深町をどのような形で残していくのか。先日2月5日、小学校6年生の社会科の授業の中で議場見学がありました。その中で、議長が、このようなことをおっしゃっておりました。美深町の名前を美しく、深いまち、素晴らしい名前だとおっしゃっていました。その素晴らしい名前の美深町をどのように残していくのか。町長はどのように美深町を残していくかと考えていますか。美深町としての長期的な構想を明らかにしなければならないと思います。よろしくお願ひします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 本当に、高齢者の生き甲斐づくりは非常に大事なものであるというように考えております。また、先に開催された子どもさん方との議会との会議等の中で議長が、我が町は非常に良い町であると、美しい町であると、深い町であるということについて発言されたというように今おっしゃられたわけであります。私もまさにその通りであるなど、このように思っております。歴史的にも、残念ながら今人口は非常に少なくなってきたしておりますけれども、色々な人材も生んでおりますし、資源も生んでおりますし、かつては自治体の中でも勇をなした自治体であるというように捉えているわけであります。しかし、残念ながら、今はそうはないのかなと思っておりますけれど、そういう中でありますけれども、歴史を大事にしながら、そして、思いやりの深い名実ともに自然も人間の心も美しい、深い思いやりのある町になってくれればいいなという構想を持っていいるところでございます。以上でございます。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 人生100年時代を語る時、少子化問題は欠かすことのできない基本的な問題であり、根幹をなすものであります。人生100年時代における少子化問題

については、美深町の平成27年3月に出されました子ども子育て支援事業計画の計画策定にあたってにも書かれております。読み上げます。出生数の減少や出生率の低下に伴い、少子化が進んでおり、核家族化や高齢化、また、地域での人間関係の希薄化などにより、子育て環境における孤立感と負担感の増加が深刻な問題となっていますと書かれています。また町政執行方針でも子育て支援の充実・高齢者支援の充実が示されていますが、今後も進むであろう問題解決の支援の充実を行わなければなりません。さらに支援の充実を第6次美深町総合計画に反映させなければならないと思います。健康寿命、健康寿命、高齢者、高齢者と言ってきた私ですが、まず子どもがいなければ高齢者を介護してくれる人もいません。どんなに良い子育て支援を考えても、子どもがいなければそれも役に立ちません。私が一番言いたいことは、地域にとって、子どもがいないと地域がなくなります。地域に活力が生まれません。地域の労働力がなくなります。子どもは地域にとって基本中の基本です。目の前に子どもが非常に少なくなっていることがわかります。今現在、小学校6年生は27名しかいません。ちょうど50年前、私は中学1年生でした。その時には第1小学校、第2小学校があり、第1小学校だけでも3クラスありました。美深町においても少子化問題は本当に大きな問題です。50年経った今、6年生1クラス27名しかいません。先程、町長は少子化問題について、医療の助成もしている幼保一元化もしているとおっしゃっていましたが、私はケアマネージャーでもあり、保育士でもあります。保育士の経験の中で、どうしても働くかなければならないお母さんもいらっしゃいます。ただし、子どもにとっては、寂しい気持ちになっている状況を感じざるを得ませんでした。先程も申しましたが、三つ子の魂百までということわざがあり、脳の成長は、3歳までに80%にも達すると言われております。思いやりや我慢強さ、生活マナーや生活リズムといった基本的なことを教える人生100年時代において、この3年間が、残りの97年間に大きく影響いたします。3歳までは、お母さんが子育てすることが重要です。3歳までの1人月額3万円商品券の支給の施策を提案いたします。町長にお伺い致します。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 名取議員から色々提案を受けたところでございます。子どもがない、子どもがないことによって将来の心配ごとがでかい、また50年前と比べてどうだという話もわからないわけではありません。しかしながら、きちんとした数字を持って、今望んでいるわけではありませんけれども、お話を申し上げているわけではありませんけれども、一時、少し子どもの出生数といいますか、下がったなという感じがあって、先の少子化計画等でそのように書かれている部分は承知をしているわけでありますけれども、ここへ来て何人かその当時より増えているな、言ってみれば20人を割ったような生まれ

る数の状態がありましたけれども、ここに来て20人を超えている状況があるわけで、良い方向に1つは向かっているなと思っているわけです。その原因等をちょっと見てみると、お嫁に他町村に出られた方が子どもさんを連れて戻ってきた部分もありますけれども、その他に例えば新規就農だとか、そういう部分で入ってきた若いお母さん方が、盛んに子どもを産んでつくっておられるような状況に接する機会がありまして、そういう面では、1つの良い方向に向かい一つあるなど、厳しい時代ではあるけれども、1つの我が町としての施策が生きているのではないのかなと思っているわけであります。具体的な提案として、子育て手当3万円の話も頂いたところでございますけれども、これは中々先程言いましたように、一方では財政の面もあるわけでありますけれども、中々厳しいものがあるなと思っているわけでございます。国においては、少し検討もするようなことも新聞情報でありますけれども、目にするような機会もありますけれども、しかしながら一方では、ばら撒きであるとかそういう注文がついているわけであります。その中であって、我が町としては先程冒頭申し上げましたように、幼児教育も含めて乳幼児の健康診断ですか。病院の医療の問題等々について、今、できる範囲で精一杯進めているような状況であります。そしてまた、給食等についても一定の手当てを歯止めをかけて、あまり上がらないような歯止めをかっているわけであります。そのようなことで、色々子育て支援等々については対策をとっているわけでありますけれども、将来を見通していくと、非常に難しい課題ではあるけれども、なるべく今の財政を考えていくと、少し負担も出てくる時代に入りつつあるのかなと思っておりますけれども、それほど大きな負担にすることなく努力して参らなければならぬのではないかと思っておりますので、中々3万円子育て手当支給ということも提起されますけれども、そこまで町単独では中々難しいという答弁にしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 夫婦が1人の子どもを産み育てる環境がなければ、子どものいない家族が増えていきます。一人でも産んで育ててもらえる環境づくりが、少子化問題への解決に繋がると私は強く思っています。3人目を産むことが少子化問題を解決していくよう一般的には思われますが、3人目には100万円、4人目には150万円と出しているところもあります。もちろんそれも支援に繋がりますが、1人目も大切です。2人目も大切です、3人目も大切なことです。より効果的な支援として1人月額3万円、美深町商品券の支給、これにより美深町商店街の活性化にもつながります。このことが子育て支援にとどまらず、商店街の活性化にも繋がる施策であります。自分も子ども3人を育てた経験もあり、経済的不安または負担があります。その他にも心理的不安も大きいです。それは

子育ての不安なのです。この問題は日本だけではなく世界的にも大きく取り上げられています。少子化問題を解決する方法として、最も有効なものとされているのがフランスのシラク元大統領が出した三原則であります。シラク大統領の心のケアです。読み上げます。1、子どもを産むことが女性の負担にならないようにする。2、100%の無償化の託児施設がなければならない。3、若いお母さんは子育てる能力が少ないので、仕事よりも育児の方が大事だと教えてくれる人がいないといけません。例えば、経験豊かな高齢者を活用することです。今、この三原則が重視されています。子どもが生まれたら、おじいちゃんもおばあちゃんも地域の人も協力しなければ中々難しい時代です。子どもが生まれたら、美深町あるいは地域で見守る覚悟がなくてはいけません。そういう優しい気持ちで少子化問題を考える必要があると思います。先程、町長がやっぱり財政のことを言われておりました。2月14日、総務住民常任委員会でふるさと納税所管事務調査の中で、令和元年度ふるさと納税約1億5,000万円、その中で未来を担う子どもたちを応援する事業にふるさと納税をしてくれた人6,089件、約8,900万円であります。納税の約60%を占めています。60%の方々が未来を担う子どもたちを応援したいと言っています。一般財源に積み立てると聞きましたが、少子化問題および商店街の活性化、さらには高齢者の生き甲斐づくり対策として、予算組みを提案いたします。人生100年時代の基金の積立を提案いたします。町長にお伺いいたします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、名取議員から再々質問という形で色々な提案等々がされたわけでありますけれども、冒頭先程から答弁している通りでありますけれども、子育て問題、非常に大事だというように思っております。そして子育て問題の根本的な原因は子どもにある、親にある、地域にあると色々な見方がありますけれども、地域として、自治体として子育て支援策といいますか、そういうものについては、そんなに劣っているというような見方はしていないわけであります。ましてや良い線いっている、良い線というのは言葉として適當ではありませんけれども、かなり高度な子育て支援策をとっていると思っているわけでございます。根本的な原因は担い手不足だとか、結婚しない男女がかなり増えてきているということもあるわけであります。もちろん高齢化時代、少子化時代、これに起因している部分があるわけでありますけれども、それにしても結婚しない方々もかなり増えてきているという実態もあるわけであります。総合的な判断をしながら、そして総合的な対策をとりながら、これらを担っていかなければならぬとこのように思っておりますので、高齢者の生き甲斐づくり、更には少子化対策等々ということで、もっともっと制度さらには基金等も活用しながら、場合によっては基金でもつくりながらという提案もありま

したけれども、それはそれとして総くくりにして考えながら、直ちにやるとか、やらないとか言えるものではございませんので、一括して答弁をさせて頂きますけれども、中々非常に難しい問題が含んでいるのだなということだけご認識を頂きたいなと思っております。

○議長（南 和博君） 1番 名取君。

○1番（名取明美君） 話は変わりますが、新型コロナウイルスの一刻も早い終息を願っております。北海道知事と安倍首相の新型コロナウイルス対応において、安倍首相に不十分さを感じたことです。鈴木知事には北海道民を思う気持ち、優しい心が私には感じられました。しかし、安倍首相には経済的支援を後出しし、不十分さを補おうとしました。そこには国民を思う優しい心が私には伝わってきませんでした。つまり、美深町の100年時代においても高齢者の生き甲斐づくり、少子化対策を出しても美深町民を思う気持ち、優しい心がなければ十分な施策とならないと私は思います。経済的支援に止まらず、優しい心の支援を基本に地域づくりをしなければなりません。人生100年時代においても、少しでも優しい心、心を基本に高齢者の生き甲斐づくりをし、少子化問題においても子育ての重要な3年間を少しでも優しい気持ちで支援していくことが重要です。最後にケアマネージャーとして美深町を1年間で短期・中期・長期と見てきました。来年度は、また別の視点で美深町を見ていきたいと思います。これで今年度の一般質問の総まとめといたします。終わります。

○議長（南 和博君） 答弁はいいですか。

○1番（名取明美君） 答弁は結構です。先程何回もしていただきましたので、また新たに考えを持って、またこの一般質問に立ちたいと思っております。お願ひいたします。

○議長（南 和博君） 以上で1番 名取議員の質問を終わります。

次、6番 藤原議員。

○6番（藤原芳幸君） それでは一般質問をはじめさせて頂きます。最初に、昨日11日は9年前の東日本大震災の発生した日でありました。被災地では、次世代のために地域住民が震災を語り続けていて、その活動には心より敬意を表するところであります。また今日本は、コロナウイルス対策で大変な状況ですが、美深町においても町民一人ひとりが節度ある行動をとり、みんなでこの難局を乗り越えなければならない、このような状況でないかなと思っています。このような状況下でも、今やるべきことを我々1つずつ進めることができ、町のこれからにとって重要なことであり、今を生きる我々がどのような行動をとるかが問われているかのように感じるところであります。町にとってもこれからの課題が沢山ある中で、より良いものとなるよう期待を込めまして、質問をさせて頂きたいと思います。質問 項目は教育、件名については仁宇布山村留学のこれからの展望について

てということあります。美深町仁宇布は世帯・人口ともに少ないものの、SUBARUの試験場が完成し、トロッコ王国や松山湿原など体験観光の拠点でもあり、美深町にとって重要な地域の1つでもあります。私も観光分野で直接この地域に関りがあり、この地区の重要度は認識をしているつもりであります。町は、この地区的仁宇布小中学校を改築し、山村留学を継続する方針を固め、新年度への予算計上をいたしました。山村留学の課題については、これまで多く議論して参りましたが、校舎を新築する計画を立てた、あるいは教育長が新しく変わられたというこの時期に、再度今後の展望について伺うものであります。現状では仁宇布小中学校の地元の児童・生徒には限りがあり、留学希望者に来て頂くことが最大の課題であると考えております。情報発信は、これまでインターネット掲載、パンフレット配布、留学生等の口コミが主な情報源となってきておりますが、これは10年以上続いている手法であります。以下のことへの対応が必要と考えますが、教育長の所見を伺うものであります。1つ目、山村留学での特徴ある取り組みの確立と、情報発信が必要ではないか。これまで教育委員会では、美深町を選んでもらえるよう努力し、主要な情報源のインターネット上のホームページを充実させるとしています。山村留学が美深の特徴ある教育の1つと位置づけをしていますが、美深の山村留学は他の地域の山村留学と比べてどのような特徴があるのか、またホームページの充実は掲載する情報内容のことと思いますが、どのような内容を発信していくのか。2つ目、卒業生は最大の理解者であると考えます。山村留学のきっかけは、利用者からの口コミが有効であるということではありますが、発信をしてもらえるかどうかは何も確立したものはありません。有効であるというのならば、利用者や卒業者のネットワークをつくり、活かす取り組みを考えていくべきではないか。3つ目、町の各事業とコラボレーションしたPRが必要ではないか。美深町仁宇布の知名度、山村留学の認知度を上げる取り組み、働きかけが必要ではないかと考えます。学校新築にあわせて目指す目標を日本一の山村留学の里と掲げ、ふるさと納税や、町が支援をしている美深高校と連携させた美深町の教育環境をしっかりとアピールしていくべきだと考えます。4つ目、町民の考えは多種多様ではないか。今後は、これまでとは異なる町民の理解、協力を求めることが必要になると思われます。町民への情報発信は、学校と教育委員会が役割を分担して行い、伝える内容というのも、新しいものに代えていくべきではないかと考えます。以上について、教育長の見解を求めるものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 藤原議員から、山村留学に関して4点にわたりご質問頂きました。まず、仁宇布での山村留学の特徴ある取り組みの確立と情報発信についてのご質問で

すが、これまで議会調査特別委員会や全員協議会でご協議・ご説明しており、十分ご承知のこととは思いますが、仁宇布小中学校の山村留学は、地域の学校を守ろうとする地域住民の手で協議が進められ、地域と学校が密接に連携して山村留学制度推進協議会を起ち上げ、平成3年度から子どもたちの受入を開始し、これまで町・教育委員会は出来る限りの支援をしてきたものでございます。仁宇布小中学校は小学1年生から中学3年生までが同じ校舎の中で一緒に勉強し、互いに協力し、学校生活を送るという教育活動を進めており、異学年交流における児童生徒相互の教育効果は大きなものがあります。日常の学校生活をはじめ、学校行事や総合的な学習の時間、そして地域の教育資源を生かした学習活動など、異学年同士の活動の場や協力し合う場を設定することで、思いやり・達成感や自信を身に着けることができ、転入生の場合などでは1年間の山村留学で大きな成長を見ることがあります。全校生徒が現在21名と少ないこともあり、学習面では教職員がそれぞれの子どもたちと接する時間も多く、状況に応じた指導が図られています。特に小学校における専科教育による教育の質の向上、マンツーマンで自由度が高く小回りの利く機動的な教育活動ができるのも特徴の1つと考えております。地域には全国各地からきた子どもたちを温かく迎え入れていただいており、学校行事には大きな協力をいただいております。加えて学校及び児童生徒は地域行事に積極的に参加しており、地域と学校が協働して教育を進めているところで、コミュニティ・スクールとしての実践が図られているところでございます。山村留学についての問い合わせは、ホームページから情報を得た人が多くを占めていますことから、ホームページの充実が大切であると考えており、昨年の夏に全面的に内容の刷新を行ったところでございます。掲載している内容については、学校の経営方針・学校の様子・学校だより・山村留学制度の内容・山村留学修了生の声などであり、トップページに学校行事や学校だよりの更新状況がわかるようにしております、今後は山村留学修了生の声を充実するなどこまめな更新に努め、最新情報を発信して参ります。次に、卒業生等のネットワークについてのご質問ですが、現状は同窓会といいますか、修了生の会のようなネットワークはございませんが、以前に山村留学を経験した方や、卒業して、親となって、お子様と親子留学で再び仁宇布に来られる方もいらっしゃいます。山村留学経験者からの情報を得て、問い合わせして来られる方もおりますことから、経験者との繋がりを大切にし、仁宇布や美深町の近況を報告するよう努めて参ります。次に、町の各事業とコラボレーションしたPRについてのご質問ですが、山村留学制度のPRにつきましては、ホームページの他にパンフレットでも行っており、びふか温泉、道の駅、トロッコ王国など多くの観光客が立ち寄りそうな施設等に配置している他、昨年は白樺樹液まつり等でも配布PRをしているところでございます。また、山村留学の面接時には、美深高等学校へ

の町の支援内容や下宿について周知しており、昨年からは美深高校へ入学出願されている生徒もでてきております。仁宇布小中学校校舎の建替えの際には、美深産の地域認証材を多く活用する見込みであることから、これらと合わせた新木造校舎のPR方法も関係部署とともに検討して参ります。最後に町民への情報発信についてのご質問ですが、これまでもホームページ・パンフレット・広報びふかへの掲載、各種行事などでPR活動に取り組んで参りました。今後はコミュニティ・スクール制度を有効活用し、町全体で理解頂けるよう取り組んでいくとともに、引き続き広報記事の掲載や学校だよりを町内回覧するなど、学校全体の動きが見えるよう継続し、学校と教育委員会が連携・協力しPR活動に取り組んで参ります。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 只今、教育長から答弁をいただきました。まず、第一印象としてはちょっと残念だなという感じです。おっしゃっていることは、今までのこととほぼ同じ内容でございました。中々、教育長が変わってもそう簡単には変わらないのかなと思ったところではありますが、1点違ったところは、校舎が新しくなれば、そちらの方をPRとして活用する、活用っと言ったらおかしいですけれども、当然そういう中で取り組んでいける。当然のことだと思いますね。ただ今回、新年度予算に学校改築、これはずっと進めてきたこととはゆえ、その節目の年になったわけで、これは学校をつくって終わりではない。学校をつくったあと10年、15年と続けていかなければならないわけで、地域の状況もどんどん変わっていく中で、しっかりと子どもたちを美深に来てもらうということの中で、情報発信ということで美深の山村留学の特徴的なもの、当然ですね、僕も考えているのですけれども、人口が少ないゆえに地域が家族みたいな形で進んでそういう交流関係の中にある、あるいは少数制へ学習の環境がマンツーマンに近い形でやれる。充実した支援制度、この辺はこれまでずっと同じことなわけですけれども、これだけでは、やはり学校をつくって進めていく上では、もっと美深の山村留学が非常に、是非とも、あそこに行って学習したいというものを思えるようなものには中々ならないのではないのかなという感じがいたします。そしてホームページ、もし僕が見たのと今が違っているかどうかは、今この場では確認できないのですけれども、ホームページで見た中では、この山村留学の、このパンフレットの情報がずっと載っているだけですよね。その辺が、ここからだと僕らはわかるのだけれども、よその人が見た時に、これを見てどう感じるのかな。特に他と比べて特徴的なものが読み取れるかどうかというのがちょっと疑問に思うところなのですけれども、これからは当然、学校が新しくなった場合には素晴らしい学習環境があるということも当然PRにはなると思いますし、今言った異なる学年同士が学習し、お互いにでき

る環境、小中一貫に近い環境で教育ができるというのは、僕らはわかっているのですよね。ただこの中に、どこまでそういうことが伝わるかなということがちょっと心配といいますか、色々検討の出来る余地はあるのではないのかなと思います。それともう1点、特色のある体験学習というものがなければそういうものの情報発信ができないわけですね。是非とも何か美深ならではの、仁宇布ならではの特色のある体験学習、こういったものは校長先生何かと話していても色々考えていることはあるようありますけれども中々難しいという話はあったのですけれども、そういうものの美深ならではの何か1つ特徴的なものを確立しなければ発信もできないわけですからその辺学校現場とも相談しながらまだまだ出来る余地はあるのではないのかなと思うわけであります。インターネットの力が大きいのは当然なわけですけれども折角のそういうツールがあるわけですから、今インターネットの状況ということでいきますと、もうインターネットで山村留学を知る時代ではないと。もう山村留学に関心のある人は山村留学と検索するとポンと出てくるわけですね。そこの中からどう美深を選んでもらうかということなわけですからホームページ上から学校の取り組み、教育内容、先程言ったことでこここの山村留学に興味を持って頂けるようなそういう情報の発信というものが当然必要かなと思いますけれども、先程言ったインターネットの充実というものに関してはやっぱり発信する内容が恐らく大事になると思いますけれども、その辺に関してどう取り組む考えがあるのか再度お伺い致します。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 発信の内容等について再度ご質問があったわけでございますけれども、ホームページの部分ですけれどもパンフレットという部分、ホームページを全面更新したのは仁宇布小中学校のホームページを刷新していますので、それを今随時更新していくというような体制を考えているところです。また町の山村留学のホームページからもリンクしていけるようになってございます。それと最初に残念だと言われて私もショックなのですけれども、学校の特徴これは本当に大自然の中で伸び伸びという部分がありますけれども近年やはり多いのは学校に馴染めない不適用の児童生徒、特に不登校こういった子がこれから的人生やり直したいといった部分で、その中で仁宇布の大自然の中で頑張りたいといった子の応募が増えてきているところでございます。先程ホームページの情報発信のことについて色々お話を頂いたところでございますけれども、やはりホームページ以外で参考までに令和元年度36件の問い合わせがありました。年々問い合わせが増えています。増えているのはやはりホームページでヒットした。全国山村留学協会に加盟しております、これのTOPが仁宇布の小中学校ということにもなっておりそういうところから探されてくると。それも保護者だけではなくて子どもさん自ら探してくるといったところ

ろが一番多いというように伺ってございまして、今年36件のうち4件が山村留学修了生、あと仁宇布の地域に住む住民からのPR・紹介でしたというようなことで半数以上のほとんどがホームページによる情報によってこの仁宇布の地を探し求めてきているといったことが言われています。あと入学するのに保護者の面接を行うのですけれども、保護者に聞いたところやはり色々なところを検索して美深を選んで面接にきたと。そういう状況の中ですからこれは10年以上続いてきている手法が今まさに効果が表れてきているのかなというように思っているところでございます。参考までに申し上げますけれども、今年度山村留学の面接等々も定員をオーバーするような状況になってきておりまして、これもやはり情報発信がようやく定着がしてきたのかなというように思ってございます。新年度地元生現在9名の子に対し留学生・ホスター・ホーム・親子住宅とも今のところ満室で14名、合わせて23名の新年度の児童・生徒を見込んでございます。これがコロナの対応等で本州から来られる方の心配をどうやって取り除くかというようなことも今対応を考えているところですけれども21年ぶりに23人の小中学生を確保するような状況になっているということをまずはご理解いただければなというように思っていますのでホームページにつきましても刷新、具体的にこういったところを更に強化してはというご意見がございましたら別途お伺いしたいなと思っておりますので、ご理解の方よろしくお願いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 何番に対して、何番に対してということではなくて大体がPRに関してのことなので何番というわけではないのですが冒頭も教育長から説明があったように、これまで山村留学が美深で果たしてきたものということをいきますと、当初は学校の存続を願ってはじまったわけありますけれども、これは他の学校もみんな同じスタートをしていると思っているのですよね。地域の学校をどう残すか。その中で地域の状況が厳しくなった時に新しいことを取り入れて今日まで運営してきたという美深の実績がございます。そういうこともあって今回の決断になったわけですけれども学校が新築されたあともやっぱり新しい取り組みというものを進めていくべきだと思っております。逆に最近は町が目指す教育理念にどんどん近づいてきているのかなという気がいたします。教育行政執行方針等の中でも触れているようなその町が目指すものというものが美深の仁宇布で本当に実現できるような環境になってきているのではないのかな。そういうものというものは自信を持って美深の教育として発信できるものを先程日本一の山村留学の里なんて言ったら、多くの人からお前は何寝ぼけているのだなんて言われましたけれども、そのぐらいの学校を建ててまでやる以上は目標として持つて頂きたいなと思うわけですよ。そ

して山村留学の地位向上だとか色々山村留学という制度そのものは教育の中ではありませんので山村留学というものをしっかりと認知してもらうために、これからまだまだ色々PRが必要ではないのかなと思います。それで山村留学、色々な今言ったインターネットだとかという直接来る人が目にする部分なのですけれども事業とコラボレーションしたPRという中で、まずはふるさと納税というものを先程の議員の中からもちょっと話がありましたが、今年は非常に好調であったと。その中にはインターネットの影響というのはすごく大きいわけで、そこでその未来の子どもたちという項目があるようですがそれとも、そこにその山村留学の取り組みというものが1つ入りますと、みんなが選ぶ時にそこを見る訳ですよ。美深で山村留学、未来の子どもたちという大きい括りではなくて、山村留学というものを目にとまる回数が圧倒的に増えると。そして美深高校の支援を美深町はこうやってしているわけですよね。そうしたら教育の発信の仕方で、それこそ美深は幼保一元化からやっているわけですから幼保一元化それこそ0歳から高校卒業まで一貫した形で支援を行っている大変な教育に支援をしている町でありますので、その辺もしっかりとPRをしていく中でその山村留学というのも理解をしてもらうという折角の取り組みを中々活かしきれていないのではないのかなという気がするのですよ。今年色々増えたという話がありましたけれども、これはちょっとその後もう1回話しますけれども、まず連携したPRという中ではそういった美深町の本当に優れた教育環境というものをもっともっとPRして山村留学の果たしている役割、もっと全国的にもPRできるだけの事業をずっと継続してきておられるという自負を持ってやれる部分はあると考えますが教育長のお考えを伺います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 色々ふるさと納税の関係、美深高校との連携の関係と先程ご説明申し上げたところです。特にふるさと納税、未来の子どもたちこの中には相当山村留学も含んだ中での対応となってございまして、町の部局ともその辺これまでも協議してございますけれども引き続きその辺の扱いについては相談していきたいなと思っています。またやはり児童・生徒の募集、そしてまたアピールの部分ということでご質問があったわけですけれども基本的には児童・生徒これをきっちり確保していくと。今大体20人程度がこの学校の適正規模ということで、先程小中併置校この部分を十分活かしながら進めていくというような部分でございます。それに合わせて児童・生徒確保以外にこの地域、学校だけではなくて地域と一体となってPRしていくということが更に私も同じように大切なと思っておりますので、その辺についても意に沿うように進めて参りたいなと思ってございます。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） もう1点ですね。先程、今年は非常に申し込みが多いと。非常に有難い話で嬉しいわけですけれども、これはずっと続いていただけるともっと嬉しいという話になるわけですけれども、こればっかりは今年が例えれば来た件数が来年以降も必ず来るかといったら、そこはやっぱりPRをどういかにしていけるか。それにやっぱりかかっているのかなと思います。それで先程子どもの現状なんかもちょっと話をしましたけれども、美深町の仁宇布の山村留学に関しては、特別そういう人に特化した学校に中々学校に不登校でいけない子どもを対象に集めるというわけではないということで、これはいくということは方針として出ていますので、その中で文部科学省の統計等によりますと不登校児童というのは依然として全国的にも高い水準があってこれは減少ではなくて少しずつ増えている現状があるという中で生活指導上の喫緊の課題であるというように言っております。そして、ではどうするのかということ、まずは不登校を生じさせない学校づくりを目指すと。集めて何とかするということではなくて、そうならないような環境をつくるというように言っております。そして美深の学校に関しては結果としてそういう子どももも来てくれているわけではありますが、そういう子どもたちを多く受け入れて卒業までしっかりと指導してきているというこういった実績がありますね。そしてそういう部分で美深の学校は不登校を生じさせない学校づくりというものもしっかりと出来て来ているというのも事実だと思います。そういう中で先程申し上げた高い目標の中に日本一の山村留学の里とちょっとキャッチフレーズがそれをどこかに看板をつけれだと、大々的に宣伝しろというわけではないのですけれども、そういう目標をとって要するに全国の色々なこれからこの国の担い手をこの地で教育機会を与えてひとづくりの貢献をしているということは胸を張ってあちこちで宣伝するといいますか、情報提供の出来る部分だと思うのですよね。そういう意味で目標を高くして、それこそ山村留学の先進地、本当に日本一の山村留学の里と言われるような学校づくりを目指していただきたいなという思いなのですよ。これは目標が高過ぎて大変だというならこれまた何とかしてもらわなければなりませんのですけれども、目標を高くもって今までの延長ではなくて学校新築にあわせてしっかりと対応していくという腹積もりだと思うのですけれども、そこに関して教育長まだ来て半年ありますけれども、今後どのようにしてそういうPR、あるいは山村留学の地位向上どのように今後取り組むお考えなのかちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） これまでの延長でなくという、まさにそのような考え方でおります。人づくりに貢献している学校、その部分についてまさにその辺の情報を発信していく

ということも必要かなと思っています。今、学校不適用児童・生徒がますます増加するまさにこれは予想されていることでなかなかそれは大きな学校で、通常の学校で対応がますます難しいと考えてございます。これが中々ほかの山村留学の受け入れで不登校はお断りというような学校もあるようですので、この辺も並行しながら美深の魅力ある仁宇布の学校を選んでいただけるように、またアピールできるように更に一層努力して参りたいなと思っています。日本一の山村留学の里ということで、これは藤原さんの想いかもしれませんけれども、仁宇布小中学校のブランドをより一層高くしていくようなことが必要かなというように思ってございますので今後ともご指導ご支援いただきたいなと思ってございます。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 大体、教育長の話は聞かせていただいたところでありますけれども、もう1点ですね。これはもっとPRもしていいのかなという部分なのですが、子どもの脳の発達というのは周辺の環境が非常に大きいという研究結果が出ているわけですけれども、先程の一般質問の中で子どもの脳は3歳までで80%がという話がありましたけれども、3歳で全部決まってしまうなら本当に大変だなと思うのですけれども、色々協調性であるとか運動能力あるいは判断能力というのは、多分子どもが大きくなって色々なことがわかるようになってから備わってくるということは非常にやっぱり小学生の時代というのが非常に大きいのかなと思うわけですけれども、脳の発達する大きさといいますか幅は子どもの時が一番大きいと言われているのですよね。そして脳が発達する環境としてどういう環境がいいかと言うと緑の中での活動、緑の中での運動そして本が多い環境そして青空が見える中での活動というこの環境の中で好奇心を育てるここというのが非常に有効であるというように言われています。逆にいうと今その部分が今の子どもたちは欠けているということが言えると思います。そういう環境というのは都会ではもう作れませんので、仁宇布の環境というのは本当に合致しているなというように思います。ただ仁宇布だけが持っているものではありません。他にやっぱり山村留学の持っているところということもそういう環境はやっぱり山村留学である以上もっておりますので、そこに負けないような先程言った地域との繋がりであるだとか、これまでの実績そういうものが大きなその宣伝する上での武器になっていくのかなと思います。それともう1点、教育長はちょっと触れられなかったのですが、学校の特認校制度をというのは以前もちょっと出ていた部分ではありますがそれに関しては色々課題があるでしょうけれども、方針としてはどのような考え方をお持ちかもう一度伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 緑、図書、青空そういった点について魅力をさらに発信していかなければなというように思っているところです。仁宇布地域、まさに学校あっての学校中心の地域かなと思っています。住民の半分以上は学校関係者ということもございます。その中で子どもたち、面接するとどういったことをやってみたいのと聞いたらイカダ下りですか牛の世話をやってみたいとか羊の世話をやってみたいですとか、あとは雪の中で思いっきり飛び込んでみたいですとか、色々やはり子どもたちもホームページでそういった情報を得て美深の仁宇布の地区を選んでくるのかなというように思っていますので、その子どもたちを裏切らないように美深を好きになっていただいて、その子が修了したあとに美深の魅力を全国各地に発信していただくことが大事かなというように思っています。30年の歴史、これを大事にしていくことが必要かなというように思っております。特認校の関係で特認通学制度ですね、こちらの関係がございますけれども2年前から仁宇布の学校の中でこういうお話が出てきまして、今教育委員会の内部においても学校とそういった制度について色々検討している部分がございまして具体的に進めていくというようなまだ段階でもないですし、やるやらないというようなところまでは行きついていないということで、この部分については例えば美深の町内の子が仁宇布に通うというそういった部分で果たしてその需要といいますか地元に通っている子が仁宇布に通うというようなことも特認校制度において対応できるというようなことで、その辺もうちょっと慎重に対応を検討していく必要があるかなというように考えてございます。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今のお話を聞いて、なるほどと思いましたけれど当然新しいことに取り組むと色々なまた課題も発生する。他とのバランス等もある中でなかなか難しいことではあるけれども、今そういう状況であるのだなというのは理解をいたしました。それでもう1つ課題ついでで1つ、これはすぐにはならないかも知れませんけれど、今年は山村の卒業生の中で教育長もお話があったように1人美深高校に進学するものがいるという話がありました。これは本当に凄く有難い話で美深高校の生徒をどう確保するかということをずっとやってきており1つ光が見えたのかなと思いますが、たまたまそういうのが合致したということで、これからも続くかどうかといったらまだちょっと不明なところはあるのですけれども、当然家の住むところの問題あるいはここに来る親が何か仕事が出来るかどうかというそういう経済的な部分と必ず密接に繋がりますので今回そういう人がいたからといってどんどんなるかといったらそこは難しいとは思うのですが、山村留学をしながらそれこそ卒業後は町が支援している美深高校に通うことができ、その美深高校では卒業後の支援までついているわけですから。進学というか、その後の進路次第では卒

業後の支援まで町はついているわけですからね。そこら辺というのはやっぱり入ってくる段階でそういうものを想定してくるということが出来れば本当に大きな力になるのかなと思うのですけれども、当然選ぶ時にはそういうこともあるということをやっぱり提供すべきだと思うし、提供してそれに対して今すぐできることは難しいかもしないけれども一貫してそういうことが美深の地で教育として学んでそして社会に旅立つことが出来るというようなものをやっぱり早急に検討してみる。そしてできるものは取り入れて頂きたいなと思うわけですけれども、そこまでなると本当に日本一に近づくのかなという気もしないわけではないのですけれども、日本一ばかりが先行しても駄目なのですけれども、そのくらいの山村留学の里になるような色々工夫、そして検討、そして実行して頂ければ本当に有難いなと思うのです。学校が新しくなるわけですから是非その辺までもできる、できなのはあるでしょうけれども一度検討してみて頂ければ有難いかなと思いますけれども、最後山村の話ばかりでしたので教育長も答弁が大変かと思いますけれども最後ちょっとその辺に対して意見を頂いて終了とさせて頂きたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 美深高校の連携ということで、今の美深高校の校長先生が熱心に仁宇布の方にも足を運んで頂いて、PRされてございます。そういったことで山村留学の面談の時に実は美深には美深高校、地元の高校があって下宿も用意されていますよ。そういうことをほとんどの保護者はそこまでわかっていないません。今の子ども、どうやってこれから学校に戻すかですか色々子どもたちもこれから的人生、将来どうしようかということも悩み悩んでたどり着いている部分も結構多いですで、そのあとのことまではまだ考えていないというのが大部分ですのでそういうPRの場、面談の場であわせてセットでご紹介するような形をとってございます。現在山村留学の修了生が1名の方が1年生の方が在学しておりますし、今ご質問にあった通り今の仁宇布の中学生の方1名が受験を終えているというようなことになっています。これがたまたまなのかどうなのかという部分もございますけれども引き続きそういった道、山村留学、仁宇布そして美深を気にいて頂いて、なおかつ美深に残って美深の地元の高校に通って頂く、といった環境整備を進めてございますのでセットでPRしていきたいなというように思っています。仁宇布小中学校の合言葉は小さな学校の大きな一歩という合言葉になっておりますので、今後ともご支援、ご指導の方をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 是非、素晴らしい学校になるよう期待をいたしておりますので、よろしく今後とも執行して頂けるようよろしくお願いいたします。以上、終わります。

○議長（南 和博君） 以上で 6 番 藤原議員の質問を終わります。

次、5 番 岩崎君。

○5 番（岩崎泰好君） 東日本大震災から 9 年目を迎える今日の朝です。改めまして、震災によって命の灯を消さざるを得なかった多くの方々に哀悼の心を捧げたいと思っております。この教訓を風化させることのないように、それぞれの心に刻むとともに、未だに 8 万人を超える方々が避難生活を余儀なくされている現実に触れ、一日も早くふるさとでの生活が再開できますように心ある施策の推進を国に求めるものであります。一般質問に先立ちまして、議長にお願いがございます。質問の途中で資料の配布をしたいと思いますが、許可を頂けますでしょうか。

○議長（南 和博君） だいぶありますか。

○5 番（岩崎泰好君） 1 枚ものです。

○議長（南 和博君） はい、よろしいです。

○5 番（岩崎泰好君） ありがとうございます。それでは一般質問に移りたいと存じます。項目は行政についてでございます。子どもたちの声をまちづくりに活かす方法を求めて。町政執行方針・教育行政執行方針からというタイトルで質問をいたします。町政執行方針には、ふるさとを大切に思う心や逞しく生き抜く力を持ち、これから地域を支える人を育てることは町づくりの基本であります。家庭、学校、地域社会の繋がりのもと教育行政を推進しますとあり、教育行政執行方針には子どもたちが未来社会を切り拓くための資質や能力、豊かな心や健やかな身体を育成するため、教育の役割は増え重要となってきています、というように述べておられます。美深町の町づくりに教育の視点から子どもたちをどのように参画させるのか。子どもたちの声をどのように反映させるのか。以下の点について所見を伺うものであります。1 つ目には行政の仕組みの中に子どもたちの声を取り入れる手法には、子ども権利条例の制定や子ども議会の推進、また総合計画策定の中に意見反映をさせる工夫などが必要と考えるところですが、町長の所見を伺うところであります。2 つ目には教育単元には、国や基礎自治体の仕組みを学ぶ授業が小学校、中学校、高校それぞれに組まれており、ふるさとを大切に思う心の醸成には、教育の役割が重要となっておりります。教室で学ぶにとどまらず、町を歩き、現場から現状の把握と課題について学びを深め、課題解決の声を町づくりに反映させる、そのような教育の手法について、またその可能性について教育長に伺うものであります。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 只今、岩崎議員から行政の仕組みの中に子どもたちの声を取り入れる手法として、子ども権利条例の制定や子ども議会の推進などの必要性があるではない

かと質問をいただいたところでございます。町づくりを進める上で子どもから高齢者まで町民各層から多くの意見を聞き取り、町政に反映させていくことは、町民が主体となった町づくりを推進する上で大切なことだということについては、お互い理解するところだと思っているわけであります。現在、町民からの意見を聴取するにあたっては、町民各層から選ばれた委員により、まちづくり推進町民会議の開催をはじめ、行政評価町民委員会や各種会議などを通じて町政や施策に対する意見、要望や評価を聞かせて頂いておるわけであります。この他、町長への手紙だとか自治会、町内関係機関とのまちづくり懇談会を開催するなど、個人や団体の意見を幅広く聞かせて頂く場も設けているわけであります。また、地域住民との密接な環境を保つ地域担当員制度においても各自治会に3名ずつ配置をして、行政と地域のパイプ役として地域の声を拾い上げるよう心掛けているわけでもあります。さらにはまちづくり出前講座などでは、様々なメニューを設定しながら職員が講師となる中で、部門別に住民と意見交換を図ることができる体制をとっているところでもあります。未来を託す子どもたちからの意見、聴取の機会については、学校教職員を通して教育行政関係機関からの意見という形で要望されていると実感しているところでもあります。また、自治会活動の中でも同様に家庭や地域で子どもたちを守り育していく中で地域の意見として様々な要望や意見が出されており、私自身も地域に出向くような場を設けながら、色々な場所で町民の意見を聞きながら、行政に反映するよう努めておるところでございます。以上のようなことから、今後においても子どもの権利条例や子ども議会という形式にとらわれることなく、様々な機会を通して、子どもたちを含めた町民の意見を聴取し、まちづくりを進めて参りたいと考えているわけでございます。この度の第6次総合計画の策定に向けても町民アンケートの他、小・中学生に対してアンケートを実施しているわけでもございます。今後の策定作業を進める中で参考とさせて頂きたいと思いますので、ご理解を頂きますようお願い申し上げたいというように思います。冒頭、以上を申し上げて質問に答えたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 町長答弁に引き続き、私から子どもたちの声を町づくりに反映させる手法について、その可能性についてのご質問を頂きました。ご答弁申し上げます。はじめの項目につきましては、町長から答弁申し上げたところですけれども、私からは教育委員会が所管しております義務教育の分野における現状の取り組みと合わせてご答弁を申し上げたいと思います。国や自治体の仕組みの学習については、小学校では社会科、中学校では社会科の公民的分野で学んでおり、ふるさと教育につきましては、小中学校とともに総合的な学習の時間のなかで学び、学年ごとに単元が計画されてございます。小学3年

生では、社会科の中で町の産業や歴史について学んでおりますし、総合的な学習の中では、各学年において農業、林業体験や町探検など地域の方々のご協力をいただきながら実際に見て聞いて触れ合う中で、町の自然、産業、歴史などを学んでおります。今年度、美深小学校6年生の外国語活動の未来の美深町を考えるという学習ではですね、私が子どもたちの声を直接小学校の体育館の開かれたこの授業の中で聞かせて頂いたということもございます。このように国や自治体の仕組みを学ぶことや地域、ふるさとのことを学ぶ教育は、各学校において編成された教育課程のもと、子どもたちが決められた授業時数の中で、しっかりと学習に取り組んでいるものと考えてございます。また現状の学習の狙いは、学習を通して子どもたちが地域を理解しふるさとを愛する心を育むことであり、ふるさとの課題解決や、これをまちづくりに反映させるということではございません。岩崎議員のご指摘は、これをさらに掘り下げて町の現状の把握と課題について学びを深め、課題解決の声をまちづくりに反映させる教育の手立てはできないかというようなことであると考えております。仮にこれを行うためには、校外での調べ学習や子どもたちの意見など何らかの形で町に寄せてもらうような学習活動など授業時間を増やすですか、ちょっと変更するだとか、そういうことが必要であります。これを直ちに増やせるような状況ではないというように伺ってございます。これまで美深高校、中学校、そして2月に美深小学校ですか。議会広報委員会の中でそういった時間を活用して単元の一環ということでやられたという部分と、それとその時間も足りないということで学校の方で総合的な学習の時間、これを議会の方に振り替えて対応したというようなことで、この辺の可能性といいますか、対応についてはちょっと色々なリスクというかエネルギー、相当なエネルギー、学校もそうですが、子どもたち、そういう時間を要するということで簡単にはいかないのかな。ただし、今回議会広報がやられたように、単発で予め学校からいうと1年前からそういった中で授業時間を調整するとか、そういった部分の中で可能性を生み出すことは可能かなと思うのですけれども、引き続き恒常にそういったことを教育の中で求めていくということにはならないかなと思ってございます。以上です。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 今、町長・教育長にそれぞれお答えを頂きましたが、特に今年の執行方針あるいは教育行政の執行方針の中に、今までに見受けられなかった文言等も見えて参りました。町長にお伺いしたいのは、町政執行方針の中に先程当初お話しました文言の中に家庭・学校・地域社会の繋がりのもと教育行政を推進するという今までにはなかった言葉、表現が出てきているのですが、これについてはどのような基本的な考え方新たに教育の施政方針の中に付け加えたのかというところを是非お聞きしたいと思うところです

ね。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 新たな表現といいますか文章が加えられているような、今発言を頂いたところでありますけれども町としては子どもを育てるのは今教育長が先程答弁もしておりますけれども、ずっと流れの中であると思いますけれども学校でも地域と学校さらにはという中で子どもたちを育てるのだとういうことが言われております、そういう中で「知・徳・体」もそうでありますけれども、そういう全体的な子どもの子育てということも考えていかなければならない。そういう大きな目で子育てに対して重要性を持って表現をしているところでございます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） それでは具体的なその新たにこんな施策をするのだという表現ではないという抑えていいですか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 言ってみればコミュニティ・スクール、そういうようなことも想定しながら用いている言葉であります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） それでは教育長に伺いたいと思いますが教育行政の執行方針の中にも旧来には目にしなかった文言がここに加わっています。旧来からの執行方針等もずっと見る機会があるのですが、やはりほとんどその年に特に事業として取り組むことについては特に力を入れて執行方針の中に述べています。教育長に聞きたいのは、今回の文言の中にもその目標を家庭、学校、地域が共有し一体となってという表現がここに入っています。これには基本的な考え方、そして具体的には何を指しているのかということについて聞きたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 町長からもご答弁あった通り、これから新たな社会。さっき107歳という話もございましたけれども将来子どもたちが今後AI社会、技術革新が一層進んでいきますよと、そういった中で生き抜く力、ふるさと美深を愛し社会に貢献できる人づくり、これが美深の学校教育目標にございます。これらを実現していくためにはICT教育をはじめそういった部分が今求められておりますので、その辺をここの部分に謳いこんだという部分とやはり教育の目標、これを家庭や地域ともに共有し町長が答弁しました通り、まさにこのコミュニティ・スクールの取り組みなどを今後推進していきたいというような考え方をこの執行方針で申し上げたということでご理解頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） ここで先程、議長に申し入れしました資料の配布をしたいと思います。よろしくお願ひします。

（資料配付）

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 只今、配布をさせていただきました資料は、先程教育長も触れておられました議会広報が行った議会です、こんにちは、の特別企画として三連続で行った中身です。それぞれの広報に2ページと割きまして、このようなことを実施しました。これについて既に議会広報等で町長も目にしておられることが多いと思いますので、率直な感想といいますかやったことの感想ではなくて、子どもたちの意見がこのように述べたことについてどのような感想をお持ちになるかということで、まず率直なご意見、ご感想をお願いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 今、見せて頂いて粗方は議会広報だとかそういうものを通して見させて頂いている部分もあるのですけれども、色々な子どもたちのご意見があるな。特に感じたことは、私が町長になったらという部分もありまして「おお」という感じを持って見ていたところでございます。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） おお、という感想だそうです。おお、という感想ですね。ちょっとですね、折角配らせて頂いたので時間の関係もございますが、紹介をしたいと思います。美深高等学校、最初にやった中では座談会形式で議長との話し合いの中から出てきたものです。やはりその高校生が考える町の中で、私が町長になったらという今町長が言われた通り是非こんなことをしたいのだという中身が特に1つは人口の問題です。人口が増えてほしいという願いと、それからさらには、自分達が色々できるようなそのようなシンボルになるような施設というのも1つは欲しいのだということ。それから来やすくなるような交通の便を考えてほしいということが1つ。多くの人達がこの町で集えるようなそのような町にしていけないかということが中身です。中学校にあっては、人が沢山増えるのではなくて人が沢山来る町にしてほしいと。あるいは自然を使ったイベントを増やすと。この美深町の自然環境を使ったそのようなイベントをもっともっと増やして、これは観光に繋げるということになるのかなと思いますが、そのような町にしてはどうかと。さらには帰ってきたい町にしたいと。それが勉強の場を他の市町村に求めるのでしょうかが、最終的にはこの町に帰ってきたいと。そのような町づくりをしたいということでございま

す。中学校にあっては、それぞれ先程教育長のお話にあったように授業単元の中で全生徒がこの問題について一通り話し合いをしたという話も聞きました。美深小学校にあっては、さらにそれを深めて6年生の社会科の授業の中でそれぞれ学習し、施策として発表する場をつくりたいという形で、この議会の本会場においてそれが実施されたと。そのような経過がございます。それぞれA～Gまでのグループの中で、やはり大きなテーマは移住問題、子どもたちの遊び場や学びのスペース、仕事場づくり、スポーツの町、自然パーク、町のPRは野菜で、そして美深農業高等専門学校を建設するのだというようなそのような夢のあるそれぞれの発表もございました。これらの意見、やっぱりしっかりと真摯に聞いて受け止める、そのようなことがこれからは必要なのではないかと思っています。それが先程答弁の中では様々な機会を通して子どもたちの意見を聴取するという現状のお話がございましたけれども、現在の行政の仕組みの中には、これらの意見をしっかり取り入れるそんな仕組みがないというのが、やっぱり現状だと思います。あくまでも間接的にこれらの意見を聞くというような形しか、その行政に反映できない。そのような現状でありますけれども、改めてこれについては、より現状から少しだけでも改善を進めようとするのかその辺の考えを町長にお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 子どもの意見をこうやって見せられた部分を再度見直しているのですけれども、中々その通りだなという部分もあるのですけれども、これが違うなという部分もないわけではないわけではありませんけれども、しかしながらこういうことも参酌しながらやっぱり我々大人として地域の人間として、また議員として我々理事者として役場の職員として、そういうことを常に考えながらいくという責務が大人にあるのではないか。地域にあるのではないかと考えておるわけであります。子どもが参加する、発言する機会がないように言われますけれども、それは大人の責任が大事ではないのかなと、こう考えているわけであります。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 今、町長の方から大人の責任としては、しっかりそれらを受けとめていくことは大事だというお話をされました。それであるなら、まず子どもの意見を町長が言われたように色々な意見があると。それは当然色々な意見があります。ああなるほどなどと参考になる意見も中にはあります。これは違うなという意見も当然出てきます。でもそれらの意見をまずは受け止めると。そのような仕組みを行政の場にしっかりと確立をするという形の中では、やはり今、考える中ではそれが子どもを対象にした町政懇談会を開くのか、あるいは旧来から同僚議員も何度も度にわたっても子ども議会の開催を町とし

てやるべきではないかという、そのような一般質問もございました。さらには今、総合計画の策定時期にあります。町長はアンケートをとったという話でございますが、もっと積極的にそれらの意見を聴取して、これから10年後の町づくりのためにしっかりと進めていくというようなそういうことをやはり行政の枠組みとして作る必要があるかなと思うところですが、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程、答弁したことと少し被るのかなと思っておりますけれども、岩崎議員が言われる子どもの考え方、率直に受け止めなければな。そして私が答弁した子どもの考え方を率直に大事にして受け止めて、大人の責任としてそれを実行していく。こういうことは非常に大切なことになるのかな。ただ新たな仕組みをつくる、こういうことについては非常に課題がある。難しいなと思っているわけであります。直ちに作るような考え方を持っておりません。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 課題があり難しいというのは当然わかります。わかりますが、でもそれはやはり進めていく必要があるのかなというように思うところでございますが、もう1つ別の視点から町長に聞きたいのですが、子どもと大人の境目は大体今どこにあるのでしょうかね。というのは、今、旧来は18歳未満を子どもとして位置付けています。法律上もですね。成人は20歳からですね。今18歳の選挙権という問題も出てきました。さらには文科省の通知、平成27年の通知の中には高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等についてという通知の中で、こういう実際にこの町が抱える問題ですとか、あるいは国の問題ですとか、地方自治の問題を旧来と違った解釈でしっかりと通知の中に示していますね。それらを考えあるいは、今回のこの3回連続でやった子どもたちとの座談会や施策発表の中では、そこから見えてくるものというのにはやっぱり子どもたちは家族やあるいはこの町を愛する心をしっかりと持っている本当に人格のある一人なんだということがある意味私も認識できました。そういう意味では、子どもを一人の人格者として地域が尊重していくというそのような町づくりでありたいというように、これからですね。思っています。そんな共通点を見出しながらやっぱり難しい、あるいは大変だというのは当然わかりますが、しかしそれはそこのハードルをクリアしていくような努力というのはこれから大事だと思いますがどう考えますか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 冒頭、町長として子どもの認識はどのへんかというご質問もあったように思うわけでありますけれども、成人式が18と国がそういう方向を打ち出して選

挙権も18にした。こういうことでありますから、私は私見としては自分の考え方と一定のものはあるのですけれども公の場ではこうであるとか、こうでなければならないとかそういうように公の場で発言することは控えさせて頂かなければならぬという認識でございます。ただ思うのは大学生が二十歳をすぎるような状況でございますけれども、そういう中であるけれども、昔より一方では尚、親のすねをかじっているというのは表現が悪いかもしれませんけれども、そういう状態が続いているのではないのかな。そういう意味では一概に子どもを一括りにして何歳だから大人だとか、子どもだとかという区別は中々難しいものがあると思いますけれども子どもの成長過程によってそれぞれが違うのだと思っております。15歳で就職について大人の世界を覗く人もいるでしょうし、大学院行っても就職浪人も出てくるだろうし、こうやって見れば一概に中々言い切れない部分が私もあるなこう見ているわけでございます。岩崎議員から求められた答弁とはちょっと違うのかかもしれませんけれども、私は公の場ではなかなか言い切れない難しい質問をされたなと思っておりまして答弁にしたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） もう1点。子ども権利条例の関係についてお聞きしたいと思います。ご存知の通りだと思いますが、子ども権利条例というのは国連において1959年に採択された児童の権利に関する宣言にさかのぼります。30年後に、子ども権利条例として採択をされて日本もその締結国となりました。1990年には、日本はその署名を行い1994年4月には批准をし同年の5月には発効を進めています。それを基に今、全国各地で子ども権利条例というのは制定をされていると思います。道内では原則条例としては2002年に奈井江町をはじまりとして根室町、札幌市、幕別町、北広島市、近隣の士別市なども子ども権利条例というものをしっかりと打ち立てて子どもの人権をしっかりと育していくというようなそのような姿勢で進んでいます。北海道も当然途中からこの権利条例を進めているところですけれども、その他に個別条例として奈井江町が進めてきた奈井江町のその合併の問題が発生した時に奈井江町合併問題に関する住民投票条例の中にも子どもの権利というのをしっかりと謳って子どもさんに、この町が合併するのとしないのとどっちがいいのという問い合わせをして、それがきっかけとなって大人の議論が始まって、そして結果的には合併をしない方向に進むと、そんな取り組みも奈井江町の中では見られています。やはりその子どもの意見というのは、ある意味奇想天外なところもありますが、しかしやっぱり子どもは子どもの目線でしっかりとこの町の現実をやっぱり踏まえていると思うのですね。そういう意味では、この子ども権利条例というのも先程大変という話もありました。大変なことはやっぱり大変なのですがしっかり基本の問題として子どもとの

接点の基本をたてる上には、この子ども権利条例というのをやっぱりこの町もしっかりと打ち立てて、それを基に様々な施策に反映させるような形がベターなのかなというように思うところですが改めて子ども権利条例の制定について考え方を伺いたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 先程来、答弁している通りでありますけれども、私も今岩崎議員から指摘された通り国連において子どもの権利条約ですか。さらには国において批准をし、さらには国内、道内においてもそれぞれの町村が子どもの権利条例なるものを制定している。道内においてもそれぞれの町村が子どもの権利条例なるものを制定している。道内においても約10の町村において、自治体において制定されている。これは理解しているつもりであります。近くでは士別市等々もつくっておられる。こういうことは理解をしているわけであります。また、その条例がある時代だったか、それからかわかりませんけれども、うちもかつて子どもの議会等をやった時代もないわけではありません。それはそれとして当時の理事者の考え方なり、議会の考え方等々が反映されたものだというように認識をしているわけであります。しかしながら私の今の考え方として、先程申し上げたように大人の責任があるわけでありますから、やっぱり大人の責任が十分に果たされているのか。そういうことをまずしっかりとそこで検証する必要がある。もちろん難しい課題等々がいっぱいあるわけでありますけれども、それはそれとしてその前にやっぱり大人の検証としてやっぱり子どものことを包括して色々考えて、事にあたっているのかどうか。色々な子どもの目線で課題なりを議会等開くことによって色々なご意見が出てくるものだと。それは学びの中で成長の過程の中で色々な矛盾点なり良いところなり悪いところまで出てくると思います。それを公の場で議論したり答弁したりすることはやっぱり控えていかなければならぬ。子どもの成長のためにはやっぱりそれは家庭なり地域なりしっかり大人の言ってみれば教育力の中で対応すべきではないのかなと思っております。また、学校教育もそういうような位置づけを担っているのではないかな。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 今、町長がいみじくも大人の責任ということを先程も今もおっしゃいました。大人の責任というのは、子どもの意見をしっかりと斟酌するというそういう作業が大人の責任ではないかと思います。子ども権利条約という条約の中にもちょっと読んでみますが、締結国は児童の最善の利益のため行動しなければならない。子どもに関わる現在や未来において子どもによりよい結果をもたらす関与をしなければならないとする考え方というように書いてございます。それぞれの自治体が様々な形で文言は違いますけれども、子どもと大人の関りの問題その面については、例えば幕別町の例を挙げますと基本的

な考え方として子どもの視点から子どもの育ちを取り巻く環境を改善する必要性。保護者の視点から子育てを社会全体で支援していく子育てを社会化する必要性。3点目には、町民、地域社会の視点から子どもの権利に対する社会的認識を促進する必要性とあります。そこにはそれぞれ4つの基本的な状況がございまして、安心して生きる権利、自分らしく生きる権利、豊かに育つ権利、そして自主的に参加する権利というような4つの権利がございまして、この自主的に参加する権利の中には、大人がしっかり子どもの意見を聞くという中身になっています。そのような仕組みを行政の仕組みの中に取り入れることで、この町に残って町づくりに参画しようとする子どもの数がある意味増えるのかもしれません。子どもたちは本当に私たちの世代と違って、段々世代間の中ではできたらこの町に残って、この町で生業を作っていくたいという子どもたちが沢山でてきてています。しかし現実問題は、やっぱり自分が働く場所がないとかそのような色々な要件があって出ていかざるを得ないそういう子どもたちも沢山実はいるのだということですね。その観点から考えると、しっかり当初あります、ふるさとを大切に思う心それをこの地域の人たちで支えて、そして町づくりを進めていく基本の中にはやっぱり仕組み制度として子どもたちの声を間接的に聞くのではなくて、しっかり直接的に聞き入れてそしてそれを出来る、出来ないこと当然ありますがそれについては、こうする、あるいはここはこうだからこれは10年後ねとか、そういう話ができる環境を作ったら子どもは、私の意見はこの町のために役立っているとそう思ってくれますね。そうすると尚更この町が好きになりこの町で何とか生活していくような環境を自分も含めてつくっていきたいというそのような進み方になるのではないかと思うのですがどうですかね。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 色々な考え方があるのだろうと思っております。それはそれで良しとしなければならないと思っておりますけれども、私は先程申し上げたように大人の責任といいますか、大人の考え方これを非常に大事にしなければならない。子どもをどう育てていくか、どう指導していくか、地域にどう馴染ませていくか、色々な観点があると思います。その中で色々なことをそして今幕別からたまたま話を出されましたけれども、私は他の町村の条例なり、決まりなりそういうものを評価する立場ではありません。それはそれとしてできた経過もあるでしょうし、その町の考え方もあるだろうというように思っております。それはそれで良いわけでありますから。ただうちの場合は子どもの権利条例、さらには子ども議会等々が私の考え方としは、今申し上げている通りなのだけれども町の全体的な空気、議会等々の空気が中でこれが大多数を占めるようなことになってくればそれはそれとして考えていかなければならぬ時代がくるのかなと思いますけれども今の時

点では答弁しているような考え方でありますのでご理解を頂きたいと思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 前回の一般質問の折、町長とは熟度の問題で一致点がございました。熟度を高めるということで。今、やっぱり町長が難しいという話をされました。その裏には現在の美深町が抱える少子化の進行の問題、それらの大きな懸念というのがしっかりとあると思います。いい加減なことをしているとは私は言いません。しっかりとそれは考えているのだと思います。そして子育ての充実についてもやっぱり心を碎いていると思います。そんな毎日を過ごしている町長だと私は思っています。ですから今、そういう意味ではこれらの問題を解決するための1つの手法としては、こういったことの取り組みをしてみてはどうかということの一般質問の取り上げです。その辺のところを理解頂いて、子どもの環境の熟度を高めていくというようなそんな取り組みを施策として進めれば、ある意味後世からやっぱり相当評価される町長になるのではないかと考えています。やっぱり私もそうですが、物事を課題があって悶々と考えるのだけれども中々解決策がつかないということは沢山あります。ありますが、しかしやっぱりそこで自分の立場を考えながら私はこれをこうしたいという、きっちと施策としてその問題を発言して更にその研究を深めて、検討を深めていくというようなことをこの問題に限らずやっぱりやることが私は町長の大きな役目だと思います。そこまで中々いけなくて大変悶々としている部分が沢山あると思います。それは非常に理解するのですが、その一歩を踏み出すという努力を是非してほしいと思うのですが、その辺の考え方についてお聞きして最後にしたいと思います。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） はい、わかりましたと言えば本当に素直な町長だと褒められるのかもしれませんけれども中々そこまで言い切れない。私も色々な悩みを持っていないわけではありません。子育てで地域コミュニティだとか色々な学校の中でかなり仁宇布あたりもかなりコミュニティが進んだ学校だと見ておりますけれども、全体的にどう子ども権利条例をつくるだとか子ども議会を開催していくとか、こういうことについて今踏み込む勇気は持ち合わせておりませんのでご勘弁を頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 先程、これを最後にしたいという話をしましたが、ちょっと1つ忘れていたのがございました。教育長に1つ伺っておきたいことがあります。教育長の方からもご紹介頂きましたが教育単元の中では色々進める中身は大変な部分があるなというお話がございましたけれども今回のその小学6年生の社会科學習の取り組みについて、中学生あるいは高等学校の取り組みについてどうそれを評価し、今後どのような形で進めて

いくのかということについてお聞きして、それを最後にしたいと思います。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 子ども議会の関係ですけれども、私は昔それを担当したことがございまして相当行政もそうですし、小中学校の先生、すごいエネルギーを使ったのかなというように思っています。今回の高校から小学校ということでそれぞれご意見頂いております。これは本当に子どもたちの本当にまさに生の声かなというように思ってござりますけれども、これらの実現について、やはり子どもたちが折角授業とは言えずそういう手法、こういう仕組みがあって国の行政なり町の議会だとかを勉強する良い機会を与えて頂いたのかなというのは、その中で職員になりたいとか議員になりたいとかという声もあったように聞いていますので、そういう部分については評価をするのかなと思います。ただし、この色々な意見、提言を先程も町長も大人の責任というようなお話をしていましたけれども議会の広報特別委員会の中で最終的にこれをどうやって整理して学校の方にどのようにフィードバックというかこのあたりを対応していくのかなとそういう部分はちょっと心配な面もありますけれども、こういう機会は単発的ですけれども学校と相談してやられたという部分については一定程度の評価はありかなというように思っています。以上です。

○5番（岩崎泰好君） 以上で終わります。

○議長（南 和博君） 以上で5番 岩崎議員の一般質問は終わります。只今から暫時休憩を致します。再開は概ね1時15分といたします。

休憩 午後1時19分

再開 午後 1時13分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。一般質問を継続します。

4番 五十嵐議員。

○4番（五十嵐庄作君） 質問をいたします。項目は行政について。件名は新型コロナウイルス感染症の対応について町の方向性をお伺いいたします。新型コロナウイルスの感染症の発生につきましては、幸いにしても本町では未発生ではありますがいつ発生してもおかしくない状況にあると考えます。特に発生抑制を目指して学校も休校しておりますが、それらを含めた考え方と取り組みについて以下に質問を申し上げます。最初に子どもたちの勉強の影響についてですが、長い期間子どもたちは学校が休校となり家で学習をしたりしておりますが、その勉強の影響がどのようにでているのか想定されている課題について

教育長にご質問いたします。それから学童保育が始まっているような話も伺いますが現状詳しくわかりませんのでよろしくお願ひします。それと3番目、学校給食センターの食材の状況について。報道の中でもその処理に苦労している話がありますが、当町ではどうなっているのかお伺いいたします。それから保護者への支援については、国で色々と出てきておりますが町として出来ることはないのか、あるいは取り組んでいることがあれば教えて頂きたいと思います。以上、4点は教育長へお伺いします。最後に今後、全町的に想定される問題をどのように考えているのか町長にお伺い致します。

○議長（南 和博君） 草野教育長。

○教育長（草野孝治君） 五十嵐議員から新型コロナウイルス感染症への対応についてご質問を頂きました。一向に先の見通しが立たない中、次から次へと要請や対応について情報が連日ございます。文部科学省、道教育委員会、そして上川教育局を通じて入ってきているところでございますが、基本的には2月25日に文部科学省が決定いたしました新型コロナウイルス感染対策の基本方針に基づき取り組んでいるところでございます。私からまず学校の臨時休業に関連した1～4の項目についてご答弁を申し上げます。はじめにこの間のコロナウイルス感染症の国内および北海道における拡大による学校の臨時休業に至った経過を申し上げます。コロナウイルス感染症は1月28日に指定感染症に指定され感染した児童・生徒の出席停止など学校保健安全法上の対応も図れることになりました。その後も文部科学省から提供される情報や感染防止への注意喚起、学校における感染症対策に関する通知等について町内の各学校に周知を図って参りました。その後2月中旬から道内で発生が連續し、2月21日からは上川管内の児童生徒や学校関係者への感染も報じられ非常に危機感が高まった状況にございます。2月24日には北海道知事と北海道教育委員会教育長の連名により保護者の皆様へと題して発熱等の風邪の症状が見られる場合は学校を休ませるなど子どもたちを守るための取り組みについてお願いのメッセージが発せられました。さらに2月26日には知事と北海道教育委員会の教育長から全道の小中学校の臨時休業が要請され、翌27日から本町を含め多くの市町村で休校となり、追って国からも全国の学校について春休みまでの臨時休業について要請が行われたものでございます。本町におきましても北海道と国の要請を受け町内の各学校長とも協議を行い2月27日から春休みまでの臨時休業の措置を現在とっているところでございます。このような経過で現在の臨時休業に至っておりますことをお理解頂きました上で順を追ってご答弁を申し上げます。はじめに、臨時休業に伴う子どもたちの勉強への影響についてですが北海道教育委員会は臨時休業に入って直ちに休み中に各家庭で使用できる学習資料等を通知し各学校を通じて家庭に、町内においては郵送を行ったところでございます。また各担任の先生方

が一般電話や本町においては防災情報端末のテレビ付き電話等もございますので、それらを活用して子どもたちの学習状況や健康状態を把握するなど各学校において影響を極力少なくする努力が行われているところでございます。児童・生徒の学習に著しい遅れが生じることないよう現在家庭学習のためのプリントの配布を行って対応しているところでございます。さらに国からは各学年の課程の修了、または卒業の認定など進級や進学に不利益が生じないように配慮するとの考え方が示されているものでございまして、小学校6年生、中学校3年生については授業が不足していると、そういった未履修の部分がないというように伺っているところであります。一方で生活リズムの変化やストレスなどの健康面への影響はないとは言えないと思います。そのような中、子どもたちの学習状況や心身の状況の把握、友達や先生方と会えないストレスなどに配慮するため道内では3月9日以降、分散登校を実施するほか方向性が示され本町においても各学校との協議によりこの分散登校を実施することとし美深小学校では本日から実施をしているところでございます。いずれにしましても、この前例のない長期の臨時休業の実施にあたっては北海道教育委員会の通知を受け、各学校との連絡調整や保護者の皆様のご理解ご協力を頂きながら引き続き対応して参りたいというように考えてございます。次に、学童保育の状況についてご答弁申し上げます。今回の臨時休業に伴い本町では当初の2月27日から3月4日まで児童館での放課後児童クラブを休館としておりましたが、全国的な臨時休業にあたり国からは保護者の就業などに配慮するため学童保育を実施するよう要請がございました。これに対応すべく本町においても3月5日から放課後児童クラブを臨時開館し通常の平日は放課後からの利用がありますが対象として登録されている子どもたちについて健康状態にご留意を頂きながら対応マニュアルに基づき万全の体制の中で午前8時から午後6時まで受け入れを行っているものでございます。利用状況につきましては、登録を受けている児童数95名のうち8名が現在利用されているところでございます。次に、学校給食センターの食材の状況についてですが、学校給食センターでは臨時休業の決定後、町内町外を含む納入業者に対して発注食材の一部キャンセルといいますか納品中止を行ってございます。業者に一方的な負担を強いる事のないよう配慮する必要があるため協議の上、お米や調味料のなど的一部納入された食材もございますが賞味期限等から熊本県ですとか大量廃棄の報道もされておりましたけれども廃棄処分に至る食材は発生していないところでございます。また納入済みの食材についても使用時に再度確認を行うなど引き続き徹底した食品衛生管理を講じて参りたいと考えているところでございます。最後に保護者への支援についてですが今回の臨時休業にかかる保護者への支援として教育行政が所管する対策としましては、1番目でご答弁申し上げました通り家庭学習の支援や分散登校。2番目で申し上げた学童保育も

保護者のご負担や止む負えない就業の確保などに対する側面的な支援であると考えますし、子どもたちの学習などでご心配がある場合は各学校の先生方にまずお電話を頂くなど相談体制を設けているところでございます。また就学前児童の対応につきまして申し上げます。幼児センターにおいては幼稚園籍の子どもたちについては、学校に準じるということで同じ期間を臨時休園としておりますが先程学校と同様に分散登園を実施している他、保護者の必要に応じた一時保育や随時ご相談などにも対応させていただいているところでございます。また保育所籍の子どもたちについては健康状態には十分ご留意頂きますが、保護者の就業等に配慮する必要があることから受け入れを行っているところでございます。しかし、感染の危機感もあってか両親が交代で休まれたりとか、祖父母等に預けるなどして休んでいる子どもたちも多い状況にございます。以上、私から1～4の項目についてご答弁申し上げましたが新型コロナウイルス感染症の発生状況は日々変化があり只今の答弁内容につきましても、あくまでも本日時点の内容であり発生状況等によりまた更に変更がありますことをご理解頂き答弁といたします。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 五十嵐議員から新型コロナウイルス感染症の対応についてご質問を頂いているところございますけれども、私からは今教育長から4つ目までの答弁がありましたので5項目の答弁にさせて頂きたいと思います。これまでの町の対応としては3月2日に美深町新型コロナウイルス感染症の対策本部を設置し、情報提供へのためのホームページに特設ページを開設したほか、防災情報端末機や広報等で感染予防に努めるよう周知してきたところでもあります。特に子どものいるご家庭や高齢者に対しましては、幼児センターに行けない、学校に行けない、介護サービスを受けられない等のご不便をおかけしておりますが国、北海道からの休業措置や自肃要請のもと町と致しましても感染症を広げないよう対策を講じてきたところでございますのでご理解を頂ければと思います。今後につきましても町民の皆様にはこれまで通り、しっかりした手洗い、咳エチケット等を現状のできる感染予防対策に継続して取り組んで頂き、もし感染者が発生した場合には名寄保健所の指示を受けながら個人のプライバシーを守りつつ対応にあたって参りたいと考えているわけでございます。今後想定される各分野への影響といたしましては、保健福祉分野においては感染拡大を予防するため一部の介護施設、特養のデイサービスだとかショートステイ等の関係でありますけれども、これらの休止や面会制限などが決定されており今後もサービスを休止する事業所が増えたり更には休止期間が長引いたりするようであれば利用者にご不便がかかることも想定されますが事業所やケアマネージャーなどと相談しながら利用者への影響を少しでも緩和できるよう努めて参りたいとこのように思っております。

次に経済的な面での影響についてでありますけれども商工会からの情報によりますと現段階でも飲食店における売り上げの減少が生じているということであります。特にこの3月、年度の区切りでもあり各事業所や学校関係等において人事異動に伴う歓送迎会などの会食が多い時期なのでありますけれども、道の緊急事態宣言もあり大人数での会食等は自粛され予約のキャンセルが相次ぐとともにこれから見込まれる会食等の予約も入らず売り上げは例年より大きく落ち込むことが予想されるわけであります。現にびふか温泉や道の駅では既にお客さんの入込が減少している状況であります。特にびふか温泉では近隣市町村で開催される大きな大会の開催中止も影響し宿泊予約のキャンセルが相次いだほか、会食等についても自粛により実施を見送ることが多く例年を多く下回っている状況であります。2月、3月だけでも約400万円を超える減収が発生しているところであります。その他の業種では現段階では特別な影響を受けているとの情報は図っていませんが、今後この状況が長引けばその影響は広く大きくなってあらゆるところに連鎖していくものと思われますので、早急に収束することが1つの願いでもあるわけであります。なお、これらの経済的対策としては国のセーフティーネット保証制度をはじめとする各種の資金繰り支援が中心となっておりますけれども、今後の状況によっては国、道において新たな支援策が講じられる可能性もありますのでその都度情報の提供を行って参りたいと思います。また事業所等においては学校の臨時休業に伴い育児のために会社を休まざるを得ない従業員もいることから新たな制度であります休暇取得支援制度による賃金補償のほか、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い事業活動の縮小を余儀なくされ従業員の一時休業などの措置により雇用維持を図った場合に休業手当支給や賃金等の一部を助成する雇用調整助成金など、国等の支援制度による雇用の確保についても対応して参ります。最後に町の各部局の業務に対しての影響でありますけれども、町内において新型コロナウイルスの感染が拡大した場合、多くの職員が本人の罹患や家族の看病等のため休暇を取得する可能性がある他、感染症と濃厚接触した職員についても外出自粛要請がありますので、出勤できなくなる事態が想定されます。さらに業務に必要な物資やサービスの確保が一層困難さを増すことも想定されます。町では平成21年度より新型インフルエンザが発生し勤務できる職員が減少した場合における町行政の業務継続を図る目的で新型インフルエンザ対策業務継続計画を策定しております。町内では新型コロナウイルス感染が拡大した場合、この業務継続計画に準じて通常業務を縮小し、これによって生ずる人員を優先的に継続すべき業務にあたらせることにより住民生活や企業活動等への影響を最小限に留めつつ、新たに必要となる新型コロナウイルス感染症の対応業務にも人員を配置して新たな対策について検討して参りたいと考えているところでございます。

○議長（南 和博君） 4番 五十嵐君。

○4番（五十嵐庄作君） ありがとうございます。それぞれの町民が心配していることが真摯な取り組みによって改善しているのを答弁頂きましてありがとうございます。その中でですね。今、例えば町に行って非常に困るのが、マスクがないというのが非常にどこへ行ってもないという状況であります、町としてこういうものは以前何か保管されているみたいな話があったのですが、そういうもの放出するというようなことは対応として考えられないものでしょうか。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 残念なことでありますけれども、今そういう情報、マスクが足りないという情報もあるわけでありますけれども町としては、保管している状況は十分ではないというような状況もありますので配るという対応は今とれないのかなと思っております。ただ、それぞれの店なり家庭の中で若干のストックがあるというように聞いておりますので足りない場合もあるかもしれませんけれども今の段階では配布の考えはありません。

○議長（南 和博君） 4番 五十嵐君。

○4番（五十嵐庄作君） こういう国難の時に全国民が一丸となってこのコロナウイルスの感染症に対して取り組んでいかなければならないと思いますが、それこそいつ何時どういうようなことが起きてくるかもまだまだ油断ができないのではないかと思います。町として方向性をまた詳しく町民の方に知らせていただけるようなそういう配慮もよろしく継続をお願いして質問を終わります。

○議長（南 和博君） 山口町長。

○町長（山口信夫君） 質問を終わられたわけでありますけれども、私から若干付け足しておきたいというように思いますけれども、お陰様で我が町は患者が出ているような、陽性の判断が出ているそういう患者がいないという情報も頂いておりまして、とりあえずはよかったですと感じているわけでありますけれども、最後に五十嵐議員さんからのご指摘がありまして今後想定される問題だとか経済の問題だとか色々心配なむきがあります。そういう面についても情報を国なり道からなるべく詳しく求めながら、そして今後町としてもやれることは何なのかということも明らかにしながら取り組んで参りたい。努力して参りたい。情報の提供を住民は待ち望んでいるのだと思っておりますので、そういうことに意を尽くしていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 以上で4番 五十嵐議員の質問を終わります。以上で一般質問全てを終了いたします。

◎日程第3 休会日の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第3 休会日の決定を議題といたします。13日から17日まで5日間を新年度予算案の審議並びに議案調整のため休会にしたいと思いますがご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって13日から17日までの5日間は休会とすることに決定しました。以上で本日の日程を終了しましたので本日の会議を閉じます。本日はこれで散会とします。大変ご苦労様でした。

散会 午後1時41分

令和2年第1回定例会
美深町議会会議録
第3号（令和2年3月18日）

◎議事日程（第3号）

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 選挙第1号 美深町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 第 3 議案第17号 委員会報告 令和2年度美深町一般会計予算
- 第 4 議案第18号 委員会報告 令和2年度美深町国民健康保険特別会計予算
- 第 5 議案第19号 委員会報告 令和2年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 第 6 議案第20号 委員会報告 令和2年度美深町介護保険特別会計予算
- 第 7 議案第21号 委員会報告 令和2年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算
- 第 8 議案第22号 委員会報告 令和2年度下水道事業特別会計予算
- 第 9 議案第23号 委員会報告 令和2年度美深町中央簡易水道事業会計予算
- 第10 議案第7号 委員会報告 美深町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について
- 第11 議案第8号 美深町印鑑条例の一部改正について
- 第12 議案第9号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
- 第13 議案第10号 美深町手数料徴収条例の一部改正について
- 第14 議案第11号 美深町債権管理条例の一部改正について
- 第15 議案第12号 美深町福祉委員設置条例の一部改正について
- 第16 議案第13号 美深町公園設置及び管理条例の一部改正について
- 第17 議案第14号 美深町北海道営草地整備改良事業等分担金徴収条例の一部改正について
- 第18 議案第15号 美深町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第19 議案第3号 令和元年度美深町一般会計補正予算（第6号）
- 第20 議案第4号 令和元年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第21 議案第5号 令和元年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第22 議案第6号 令和元年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 第23 発議第1号 特別委員会の設置について
- 第24 決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議（案）
- 第25 承認第1号 閉会中の所管事務調査の申し出について

◎出席議員（11名）

1番 名 取 明 美 君	2番 田 中 真奈美 君
3番 和 田 健 君	4番 五十嵐 庄 作 君
5番 岩 崎 泰 好 君	6番 藤 原 芳 幸 君
7番 小 口 英 治 君	8番 中 野 勇 治 君
9番 荒 川 賢 一 君	10番 齊 藤 和 信 君
11番 南 和 博 君	

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

町 長 山 口 信 夫 君	副 町 長 今 泉 和 司 君
総務課長 川端秀司君	住民生活課長 渡辺美由紀君
保健福祉課長 後藤裕幸君	農務課長 山崎義典君
建設水道課長 杉本力君	会計管理者 政岡英司君
総務グループ主幹 小林一仙君	企画グループ主幹 中江勝規君
生活環境グループ主幹 内山徹君	税務グループ主幹 中林秀文君
保健福祉グループ主幹 小野勇二君	農業グループ主幹 桜木健一君
建設林務グループ主幹 竹田哲君	水道住宅グループ主幹 南坂陽子君

◎教育委員会

教育長 草野孝治君	教育次長 望月清貴君
教育グループ主幹 大堀裕康君	教育グループ主幹 和田政則君

◎農業委員会

農業委員会会长 外崎敬雄君	事務局長 山崎義典君
---------------	------------

◎監査委員事務局

代表監査委員 水本守君	事務局長 玉置一広君
-------------	------------

◎議会事務局

事務局長玉置一広君

事務局副主幹服部満君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名全員出席です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（南 和博君） 日程第1 諸般の報告を事務局長より行わせます。

玉置局長。

○事務局長（玉置一広君） 諸般の報告をいたします。総務住民常任委員会が3月12日と16日に開かれ、付託事件の条例審査を行い、審査結果報告書が議長宛に提出されており、本日の会議に付議しております。また、予算特別委員会が3月16日と17日に開かれ、付託事件の令和2年度予算案7件について審査を終了し、委員会報告書が議長宛に提出されており、本日の会議に付議しております。次に、追加議案について申し上げます。議会側から選挙1件、委員会報告2件、発議1件、決議1件、承認1件の6件です。次に、閉会中議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から令和2年3月実施の例月出納検査報告書の1件でお手元に写しを配布しております。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 選挙第1号 美深町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（南 和博君） 次、日程第2 選挙第1号 美深町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題とします。選挙管理委員は地方自治法第182条により、選挙権を有する者で、人格が高潔で政治及び選挙に関し公正な執権を有するものを議会においてこれを選挙すると定められております。また、同時に委員と同数の補充員を選挙し、その順位を定めなければならないことになっております。それでは、美深町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことにして決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますがご異

議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定いたしました。選挙管理委員には、美深町字美深82番地 鈴木 豊さん、美深町字南町29番地34 瓜田 晃さん、美深町字北町11番地 世継 導子さん、美深町字恩根内60番地の4 遠藤 奈菜さん、以上の方を指名いたします。

お諮りします。只今、議長が指名した方を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって只今議長が指名いたしました鈴木 豊さん、瓜田 晃さん、世継 導子さん、遠藤 奈菜さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。次、選挙管理委員補充員には美深町字東2条南2丁目7番地 村本修二さん、美深町字美深179番地 中瀬 真美さん、美深町東4条南5丁目3番地の94 仁木 幸雄さん、美深町字大通南4丁目4番地 渡部 亜紀さん、以上の方を指名致します。

お諮りします。只今、議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって、只今指名しました村本 修二さん、中瀬 真美さん、仁木 幸雄さん、渡部 亜紀さん、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に補充員の順序についてお諮りします。補充員の順序は、只今議長が指名した順序にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって補充員の順序は只今議長が指名した順序に決定しました。

◎日程第3 議案第17号 委員会報告 令和2年度美深町一般会計予算

○議長（南 和博君） 次、日程第3 議案第17号 令和2年度美深町一般会計予算乃至議案第23号 令和2年度美深町中央簡易水道事業会計予算を議題とします。令和2年度各会計予算7件は、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会に付託しておりましたが、審査が終了した旨、委員長から報告がありました。本件について委員会審査の結果を委員長から一括してご報告頂きます。

8番 中野君。

○8番（中野勇治君） それでは、令和2年度予算案にかかる審査の経過と結果についてご報告申し上げます。本特別委員会は、3月2日に付託されました議案第17号乃至議案第23号、令和2年度美深町一般会計予算ほか、5特別会計予算並びに中央簡易水道事業会計予算について16日及び17日の2日間にわたり審査を行いました。審査の経過につきましては、議長を除く全議員で構成する委員会ですので省略いたします。審査の結果につきましてご報告申し上げます。議案第17号 令和2年度美深町一般会計予算につきましては、全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次、議案第18号 令和2年度美深町国民健康保険特別会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次、議案第19号 令和2年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次、議案第20号 令和2年度美深町介護保険特別会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次、議案第21号 令和2年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次、議案第22号 令和2年度美深町下水道事業特別会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。次、議案第23号 令和2年度美深町中央簡易水道事業会計予算につきましても全員賛成により原案可決すべきものと決定しました。令和2年度の各会計予算審査にあたり各委員から指摘のあった事項につきましては改善・検討に努力され今後の予算執行にあたり十分留意して頂くことを理事者側にお願いを申し上げまして予算特別委員会審査の報告といたします。

○議長（南 和博君） 予算特別委員会の報告は、議案第17号 令和2年度美深町一般会計予算乃至議案第23号 令和2年度美深町中央簡易水道事業会計予算は原案可決すべきものという報告です。予算特別委員会は議長を除く全議員で構成する委員会です。したがって質疑討論を省略し、採決を行います。この採決は起立をもって行います。議案第17号 令和2年度美深町一般会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。したがって議案第17号については原案の通り可決されました。

◎日程第4 議案第18号 委員会報告 令和2年度美深町国民健康保険特別会計予算

○議長（南 和博君） 次、日程第4 議案第18号 令和2年度美深町国民健康保険特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。したがって議案第18号については原案の通り可決されました。

◎日程第5 議案第19号 委員会報告 令和2年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算

○議長（南 和博君） 次、日程第5 議案第19号 令和2年度美深町後期高齢者医療保険特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。したがって議案第19号については原案の通り可決されました。

◎日程第6 議案第20号 委員会報告 令和2年度美深町介護保険特別会計予算

○議長（南 和博君） 次、日程第6 議案第20号 令和2年度美深町介護保険特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。したがって議案第20号については原案の通り可決されました。

◎日程第7 議案第21号 委員会報告 令和2年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算

○議長（南 和博君） 次、日程第7 議案第21号 令和2年度美深町北部簡易水道事業特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。したがって議案第21号については原案の通り可決されました。

◎日程第8 議案第22号 委員会報告 令和2年度美深町下水道事業特別会計予算

○議長（南 和博君） 次、日程第8 議案第22号 令和2年度美深町下水道事業特別会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。したがって議案第22号については原案の通り可決されました。

◎日程第9 議案第23号 委員会報告 令和2年度美深町中央簡易水道事業会計予算

○議長（南 和博君） 次、日程第9 議案第23号 令和2年度美深町中央簡易水道事業会計予算について原案の通り可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（南 和博君） 全員起立です。したがって議案第23号については原案の通り可決されました。

◎日程第10 議案第7号 委員会報告 美深町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について

○議長（南 和博君） 次、日程第10 議案第7号 美深町予防接種健康被害調査委員会条例の制定についてを議題とします。本件については、総務住民常任委員会に付託しておりましたが、委員長から審査を終了した旨の報告がありました。この際、委員長から審査の経過並びに結果についてご報告願います。

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 総務住民常任委員会から、美深町予防接種健康被害調査委員会の条例制定について審査並びに結果についてご報告を申し上げます。本条例に関しましては第1回定例会で総務住民常任委員会に付託された事件であり、3月12日と16日、担当部局の出席を求めて本条例の制定に関わる内容について説明をいただき調査を行いました。本条例は、町が実施する予防接種において健康被害が発生した時のため要綱として備えていたものを町条例として整備し対応する事が可能となるよう定めたものであります。審査では委員会の形態や報酬の根拠、事故等が発生した場合の対応の流れなど様々な視点で質疑が行われました。審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決したところであります。以上、議案第7号付託事件に関する総務住民常任委員会からの報告を会議規則第77条により報告をいたします。

○議長（南 和博君） これから委員長報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） この条例審査の中にありますて課題というか問題点が指摘された件についてその内容と、それからその結果どのような経過になったか、その2点だけお聞きしたいと存じます。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 審査の内容についてであります、まず報酬、そして事故が起きた時の対応について、委員会の中では質疑が行われました。報酬に関しては、委員構成のメンバーの中に保健所の所長が入っているということで、報酬がどうなのかという議論がございました。その中で、道職員でありますので、本来報酬は基本的には受け取ることはないわけではありますが、手続きを踏めば受け取ることが可能であるという部分がありましたので、質疑の中では、その部分は最初から見なくてもいいという議論もあったのですが、条例上、一応その分は手続きを踏んで受け取れることが可能である以上、やっぱり抜くわけにはいかないという議論の中で4名分はみると。ただ現状として、これは一度も施行例はないわけですけれども、保健所の所長が手続きを踏んでまで報酬を受け取ることは中々ないのではないか。ただ条例としては、やっぱりそこは補完しておかなければいけないということで、今回、報酬について要綱になかった部分で定めたというところであります。また、これは健康被害等が出た場合のことで、過去には幸い出てはいないわけであります、もし事故が発生した場合にはどういった対応になるのかということは、委員会の中での質疑も行われた部分であります。もし予防接種において被害が発生した場合は、被害者の申し立てが行われた時点で、この条例に沿って委員会が立ち上がり対応することになります。その際どういう決定がくるかは、それはその時の状況によりますが、それに対して申し立てを行った側が審査結果に対して不服があり、申し立てがされた場合には、最終的には対応する部署といいますか、訴えるところは北海道であり、その最高責任者であります知事が対応することとなるものであります。これは行政不服審査法によるところであって、この条例とは直接関わる部分ではありません。また、もう一つ議論にあった部分で、町がこのことで対応を迫られる場合はないのかという部分がございました。それに関しましては、同じく対象となるのは行政不服審査法による部分の不服申し立てであります、町が対応しなければならない部分は、健康被害等の申し立てを受けながら対応を町が怠った場合、そういった場合は、町が訴えを受けることになる可能性はあるということになりますが、通常訴えられて何もしないでほっとくということはまずありえないだろう。ただ可能性としては、そういう場合には町が対応しなければならないというようなことで、町はしっかり対応してくれると思いますので、この心配は通常業務が遂行されれば発生す

ることはないのではないか。そういう話しあいが行われ、今回、この条例制定に関しましては、特段制定において不利が生じるものでもない。しっかりしたものであるということで、全員賛成でもって可決すべきものとしたところであります。以上であります。

○議長（南 和博君） いいですか。ほか、質疑ありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければこれで質疑を終了します。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これで討論を終了します。これから議案第7号について採決をします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第7号 美深町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について。委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第7号は可決されました。

◎日程第11 議案第8号 美深町印鑑条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第11 議案第8号 美深町印鑑条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか

6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 今回の改正で、改正した部分に意思能力を有しない者という文言が採用されることになってありますが、意思能力を有しない者というのはどのような判断であるか、ないかというものを判定するのかちょっとお伺い致します。

○議長（南 和博君） 内山生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（内山 徹君） 只今ご質問頂きました意思能力を有するというところの判断なのですけれども、最終的にはその対応する職員の判断に委ねられる部分が大きいのですが、民法の部分にちょっとかかるのですが、事理弁識能力といいまして自己の行為の結果を理解できるかどうかということを職員がまず判断して頂いて、それでその判断に基づいて対応していくというような形になっていくと思います。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 作る時は当然そういう判断ができると思うのですが、抹消に関して有しない者、判断がつかなくなった場合によっては抹消ということになるのでしょうか、その場合も本人の意思というのがわからない中で、抹消は他の人がやれることになるのか

な。それとも本人と判断してその状況が把握できないような状況になった場合には、印鑑登録は抹消しなければならないということになるのか、その辺はどのように職員側の判断ということでしょうか。担当者の作業になるのかその辺もう一度伺いします。

○議長（南 和博君） 内山生活環境グループ主幹。

○生活環境グループ主幹（内山 徹君） 印鑑登録、この場合のその抹消といった部分なのですけれども、その場合にはまずその意思能力が有しないとなった方が抹消したいと言ってきた場合には、すでにその段階で意思能力がないものですから、まず抹消ということが考えられないのかなと、そうなった場合にはその前段の手続きとして成年後見人の手続きですとかそういうものもあるかと思いますし、そうでなければその親権者ですとかそういうといったその他の制度に基づいて代理の方が来て、尚且つ本人も一緒に来るですかそういったことを総合的に判断しながら、抹消に限らず作る場合にも同じようなことが考えられると思います。その場合に窓口の職員がその辺のことをかなり思慮しながら対応していく必要が今後あるかなと考えております。

○議長（南 和博君） よろしいですか。ほか、質疑ありませんか。質疑なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第8号について採決をします。議案第8号 美深町印鑑条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（複数挙手）

○議長（南 和博君） 賛成多数です。したがって議案第8号は可決されました。

◎日程第12 議案第9号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第12 議案第9号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第9号について採決をします。議案第9号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第9号は可決されました。

◎日程第13 議案第10号 美深町手数料徴収条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第13 議案第10号 美深町手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第10号について採決をします。議案第10号 美深町手数料徴収条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第10号は可決されました。

◎日程第14 議案第11号 美深町債権管理条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第14 議案第11号 美深町債権管理条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第11号について採決をします。議案第11号 美深町債権管理条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第11号は可決されました。

◎日程第15 議案第12号 美深町福祉委員設置条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第15 議案第12号 美深町福祉委員設置条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第12号について採決をします。議案第12号 美深町福祉委員設置条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第12号は可決されました。

◎日程第16 議案第13号 美深町公園設置及び管理条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第16 議案第13号 美深町公園設置及び管理条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。

10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） いわゆる美深町公園から玉川の公園が抜かれるということで、その経緯の中では地域の住民方との利用というような形の中で進んできたという説明があったのですけれども、その地域の方とのいわゆる公園としての利用を今後も続けるのか、あらゆるあの土地を地域の方々が公園以外の用途として考えて利用するのか、その辺のことは地域の方と話があったのかその点についてお聞かせください。

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） まず玉川公園の用途ですが、面積のほとんどが旧玉川小学校のグラウンドとなっております。この経過の中では、グラウンドの利用の多くは運動会等の練習等に使っていたのですけれども、なかなか地域の方で今の状況を言ったら厳しいということで、運動会も見合せた状況で、今後やはり利用度が少ない部分については、まずは一定程度、地域と相談していかなければならないということから始まったのが議論の始まりでございます。それで、今のところ自治会と営農集団とご相談したのですけれども、ほぼ構成員は営農集団も同じですので自治会長さん、そして営農集団の方々と相談した結果、多分自治会として利用というよりも営農集団的なところで利用するようなことで最終的には決定したと。今後についてはそれについて賃貸が発生しますので、それらの手続きを踏んで行政としてしっかり管理をしていくことになろうかなと思います。

○議長（南 和博君） 10番 齊藤君。

○10番（齊藤和信君） そうすると今までみたいな感覚の公園的な感覚、概ね玉川小学校のグラウンドが土地の占めている割合が多いのですけれども、そしたら感覚としては公園的な感覚で私たちがあそこを通った時にこれ公園だったよなという感覚ではなく、あくまでも営農集団的な利用を含めた中で、今後、町と地域の中で進めていくということでよろしいですね。

○議長（南 和博君） 杉本建設水道課長。

○建設水道課長（杉本 力君） そういう公園というか施設の各施設まだベンチだとかシェルターとかあるのですけれども、その辺については当初予算で撤去もしますので、公園という用途はなくなるかなということでございます。ただ1つ、公園として管理している街灯はあるので、その辺についてもちょっと今協議で、たぶんこれについても街灯はなくした方が、虫がかなり寄ってくるそうなので、それらも含めてそこの詳細のところまで打ち合わせした中の今回公園としての廃止でございます。

○議長（南 和博君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） これから議案第13号について採決をします。議案第13号 美深町公園設置及び管理条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第13号は可決されました。

◎日程第17 議案第14号 美深町北海道営草地整備改良事業等分担金徴収条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第17 議案第14号 美深町北海道営草地整備改良事業等分担金徴収条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第14号について採決をします。議案第14号 美深町北海道営草地整備改良事業等分担金徴収条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第14号は可決されました。

◎日程第18 議案第15号 美深町道路占用料徴収条例の一部改正について

○議長（南 和博君） 次、日程第18 議案第15号 美深町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第15号について採決をします。議案第15号 美深町道路占用料徴収条例の一部改正について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第15号は可決されました。

◎日程第19 議案第3号 令和元年度美深町一般会計補正予算（第6号）

○議長（南 和博君） 次、日程第19 議案第3号 令和元年度美深町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。これから質疑を行います。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 私からは1点お聞きしたいと思いますが、12ページと14ページにわたりまして、いわゆるそのふるさと納税で頂いたお金の積立相当額についてここでは補正で組んでおりますが、考え方として、そのふるさと納税の内容というのは12項目に分かれておりまして、未来を担う子どもたちを応援する事業から始まって、今のその基金に該当するところもありますが、基金に該当しない納税も多くみられるような現状の中で、基金として、しっかりと受け取って納税を頂いた方にしっかりと報告出来るようなそのような仕組みはどうなのかなというように考えるところですが、新たな基金創設等も絡んでくると思うのですがその辺の考え方だけお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 小林総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（小林一仙君） 今、ふるさと納税の関係は総務課企画グループの方で行っておりますけれども、全般の部分ですので、私の方からお答えいたします。寄附金の募集にあたっては、先程言われた通り12項目のメニューを設けましてその中で募集をしてきているということでありまして、これまでこういった形で募集をしていて、それに応じて、入った件数それぞれに寄附者が何の事業にということで、そこは希望を出して、寄附する際に必ず選択できますので、それごとに件数は全ておさえてございます。それで先程言っていたその子どもたちを応援する事業というのがやはり多くて、全体の約6割

がそういう事業を指定してきている状況にあります。今回はこれらの事業、色々細分は分かれているのですけれども、一旦、町づくり応援寄附金に積んだ中で、来年度の事業の中で、その寄附に応じた割合ごとに充当しながら、その財源を活用していくということでの積立ということになっておりまして、これは実際にそれを利用した場合にはホームページなり広報誌なり、そういったところで、子どものための事業にいくら使いましたというような報告はしていくということで、これまでもそのようにしておりますので、同じようにやっていく 것입니다。あと、未指定の部分、自治体におまかせという項目もあるのですけれども、これは今非常に件数が減ってきております。前はそこを選ばれる方が多かったのですけれども、今現在全体で見て1%に満たない。実際におまかせという状況になっておりますので、その部分だけを基金にということではなくて、一旦同じように町づくり応援寄附金に積みながら活用していきたいというように思っております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 現在までの状況はわかりました。来年度の予算の中では納税は予算的には1億円を見込んでいるということですね。旧来は金額が少なかったから旧来のやり方もいいのかもしれません、やはり寄附を頂いた方にしっかりと、こちらの情報を伝えるという意味では、その目的に沿った報告をすべきだと思います。現状が今ホームページ等でこういう形で使いましたという報告があるのでしょうけれども、こと小まめにその寄附を頂いた方に直接伝えるような何か、そのようなことをしていくことが交流人口を増やしていくという1つの方法でもありますし、ある意味リピーターを作っていくという手法でもありますし、その辺の考え方は今どのように考えておられますか。

○議長（南 和博君） 中江企画グループ主幹。

○企画グループ主幹（中江勝規君） ふるさと納税の募集の関係については、企画の方で担当しておりますので、私の方で答弁させていただきますけれども、利用の通知の関係については、以前は件数が少ない時期にはそういう対応もしていたのですけれども、なかなかここまで件数となると相当な事務量と経費等も掛かってくるという状況の中で、今現在は、先程議員もおっしゃられた通り、ホームページでお知らせをするという状況に留まっています。どういう方法があるのか色々研究、検討すべき部分もあるのかなと思いますけれども、今現在は経費との関係、事務量の関係でちょっとホームページの中での周知ということで留めているという状況でございますので、今後検討していきたいと思います。以上です。

○議長（南 和博君） 6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） 一般補正ですね。12ページ。衛生費の貸付金の保健師等養成修

学資金、昨日も予算委員会の中でも質疑ありましたが、これに関しては対象者が少なくて減額ということありますが、昨日もちょっと町長が言いました。この中で一人二人連れてくるだけでも本当に大変なことなのだ、という中で、本当にその通りだとは思うのですが、現状としてですね、これをまず借りてもらうということが凄く大きい、次に繋がる部分だと思うのですが、ちょうど10年前ですけれども、まだ最初の制度の頃にうちの子も利用させて頂いたのですが、当時で1学年大体35、6人前後の中で看護関係の学校に行つた子が確か3名ほどだったと思うのですよね。その時は介護の方に関してはちょっと把握していないのですが、看護関係で確か3名ほどだったと思う。その中のうち、うちは利用させて頂きました。他の人は利用したかどうかわからないのだけれども、大体今20名前後が1学年卒業していく中で、本当に看護学校だと、そちらの方を選択する子が1人、2人いるのかな。どうなのかなというちょっと状況で心配もするわけですけれども、そういった中で利用をして頂いて将来は美深でもって働いて頂こうということであるのであれば、金額的にもう少し面倒を見てもいいのかな。そのぐらいしないと魅力がないのかなと思います。というのは、他でも沢山のそういった資金等の奨学金等もついております。この場合に関しては、戻ってきててくれて働けたらそれ以上の本当に効果になるのかな。仮に戻ってこない場合も、それは全額返還になりますので、その辺の考え方としてもう少し4、5年前にちょっと増額をした経緯がありますけれども、もう少し見てあげられる部分もあってどうなのかな。うちの場合は残念ながら美深には来なかったものですから、非常に申し訳ないということで、次の年に一括して返還をしましたけれども、返還方法は別にして、そういう来てくれるということを前提で進めていく奨学金ということであれば、介護に対しても同じですけれども、状況的に出しっぱなしのものではありませんので、もうちょっとそこら辺、新年度には当然関わらない話になりますけれども、次年度以降そういうことも、もうちょっと検討される余地はないのかなと思うのですけれども見解をお伺いしたいと思います。

○議長（南 和博君） 藤原議員に申し上げますけれども、減額補正、補正予算の関係ですので予算委員会、決算委員会ではないのでその辺の方を留意しながら質問お願いいたします。

小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 只今の修学資金の貸付に関するご質問ですけれども、議員がおっしゃいましたように3年前に増額してきている経過があります。さらに美深の場合、厚生病院勤務ということも考えられますので、厚生連は厚生連で同じような修学資金の制度をもっていますから、併せて利用して頂けるとかなりの額にはなるかなと

は思っております。そういう考え方で現在のところは増額する考えではないということをご理解頂きたいと思います。

○6番（藤原芳幸君） わかりました。外れましたからこれ以上は。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。3番 和田君。

○3番（和田 健君） 1点だけ畜産費の関係で、この酪農ヘルパーなのですけれども、雇用できずという説明を受けているのですけれども、これ長い間というか、しばらくやっぱりその酪農ヘルパーの方、人材確保に苦心されているところだというように受け止めているのですけれども、何とか確保に繋がるような、好転するような状況にあるのかどうかだけ1つお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 桜木農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（桜木健一君） ご質問の農業振興事業補助金の酪農ヘルパーの関係でございます。ここ数年、酪農ヘルパーを募集してもなかなか来て頂けないという状況に、今のところ変わりはございません。実際に農協の方もホームページの活用ですとか、そういう募集をする色々な工夫はしてきているのは事実でございますけれども、ここ数年、新しい方がなかなか来てくれないという実態がございます。実際に数名、申し込みはあります。ただ申し込まれた方がその業務を出来るかどうかという面接を行った結果、採用には至っていないという部分もありますので、今年もそうなのですけれども、新年度に向けても引き続き酪農ヘルパーさんが来てくれる状況をちょっとでも改善できるように農協関係機関と一緒に進めていきたいと思っております。

○議長（南 和博君） 3番 和田君。

○3番（和田 健君） その努力は続けて頂きたいと思うところでお願いしたいところでです。付け加えてなのですけれども、こちらの上の農業振興費の中の労働力確保支援対策。

○議長（南 和博君） 一括でやらないと。

○3番（南 和博君） では、続けてお願いしたいというところで留めておきます。

○議長（南 和博君） 桜木農業グループ主幹。

○農業グループ主幹（桜木健一君） 労働力の確保支援対策、これはですね、令和元年度から耕種部門の畑作、水稻ですね。その部分と畜産部門これをあわせて予算を計上したところであります。昨日の予算の関係の質問の中でもございました。外国人の雇用はどうなのかというところですね。今日の北海道新聞でもありましたけれども、名寄を中心ですけれども外国人労働者が入ってこないという状況、それに加えてといいますか、その人材をどう確保するかというところでは、現在、美深で利用している名寄市のそういう人材派遣会社、その人員がどれだけそっちの方に取られていくかという心配も実はございま

す。今回の補正はもう1つでお話した畜産部門ですね。新しい雇用を目指した50万円程の減額になっておりますけれども、耕種の方では、今、お話した通り、畜産部門につきましても以前の制度から引き続き、新しい雇用というものが難しい状況になっております。今年度の部分の予算につきましては減額ということになりましたけれども、新年度の予算にもまたちょっと制度を変えて計上しておりますので、方法を変えながら、どうにか雇用が進むように支援をしていきたいと思っております。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第3号について採決をします。議案第3号 令和元年度美深町一般会計補正予算（第6号）について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第3号は可決されました。

◎日程第20 議案第4号 令和元年度美深町国民健康保険特別会計補正予算
(第3号)

○議長（南 和博君） 次、日程第20 議案第4号 令和元年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第4号について採決します。議案第4号 令和元年度美深町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第4号は可決されました。

◎日程第21 議案第5号 令和元年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（南 和博君） 次、日程第21 議案第5号 令和元年度美深町介護保険特別会

計補正予算（第4号）を議題とします。これから質疑を行います。

5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 5ページの歳入の関係でございますが、介護給付費の準備基金の繰入金の戻し額が679万円ということでございますが、現在のこれによりまして基金残高がいくらになるのかというが1つお聞きしたいのと、昨日その予算編成の中でも一部触れましたが、今期で介護保険の計画も終わりに、来年度に向けて次の計画が組まれると思いますが、その方向性、取り分け、保険料の負担等についてどのような基本的な考えておられるのか、その2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（南 和博君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） まず1点目の基金の残高ですけれども、現在の残高が6,988万7,843円の残高となっております。それと2点目の次期計画での保険料の負担の見込みでしょうか。そういった部分ですけれども、只今報告しました基金の残高、かなり予定よりも残っているのが現状でございますので、その部分、次の計画にどれだけ取り崩していくかということが大きな課題かなとは思っておりますけれども、給付費の見込みの量を3年間、計画で算出しますので、その給付の見込みと、保険料の収入と、その辺バランスをまた改めて見込みまして、保険料の金額の設定に考慮していきたいと思っております。ただ現状で毎年、基金の積立といいますか、取り崩しが計画よりも少ないということが恐らくみなさん疑問点があるのかなと思っていますけれども、その辺、利用する施設というのがある程度限られてきておりますので、新たな施設が出来ない限りは、現状の給付費というのは、一定の見込みを立てなければならぬかなというように考えております。そういう中で次期計画の中での保険料の算定となるというように考えております。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） そのちょっと確認ですが、基金の残高が現在高というように聞いたのですが、私その679万を繰り入れた場合の基金の残高ということで聞いたのですが、その金額が6,988万ということでよろしいでしょうか。

○議長（南 和博君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 失礼しました。基金679万は現在の予算段階での見込みでありますので、年度末迎えて決算の段階で確定させて、そこからその時点での積立になるというようにご理解頂きたいと思います。

○議長（南 和博君） 5番 岩崎君。

○5番（岩崎泰好君） 算定の方法、色々計算式があつたり大変だと思うのですが、前にも一度、これについては基本的に保険である以上、基金そのものも本来であれば、保険者

に返すというのが原則ではないかというお話をした経緯がありますが、その辺のところも勘案しながら負担の少なくなるような、やっぱり保険料の設定というのを考えられるのかなと思いますが、その辺の検討はされておられますか。

○議長（南 和博君） 小野保健福祉グループ主幹。

○保健福祉グループ主幹（小野勇二君） 7期の高齢者・介護保険の事業計画策定の時にも同じようなご質問があったかと思いますけれども、なるべく基金を取り崩して保険料の算定に加味していきたいというように考えながら計画を立てておりますけれども、3年間の見込みを立てた中で6期、7期と続けて基金が、若干残高が出ている状況は十分わかってきておりませんので、その辺は次期計画では加味をしていきたいなというようには考えております。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第5号について採決します。議案第5号 令和元年度美深町介護保険特別会計補正予算（第4号）について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第5号は可決されました。

◎日程第22 議案第6号 令和元年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算
(第3号)

○議長（南 和博君） 次、日程第22 議案第6号 令和元年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ質疑を終了します。これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから議案第6号について採決をします。議案第6号 令和元年度美深町中央簡易水道事業会計補正予算（第3号）について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって議案第6号は可決されました。

◎日程第23 発議第1号 特別委員会の設置について

○議長（南 和博君） 次、日程第23 発議第1号 特別委員会の設置についてを議題とします。本件の提出者は藤原議員。賛成者は岩崎、小口、五十嵐、名取、田中の各議員です。この際、提出者の藤原議員から本件の提案説明をいただきます。6番 藤原君。

○6番（藤原芳幸君） それでは特別委員会の設置について申し上げます。特別委員会の名称は令和2年度議会広報特別委員会であります。設置の目的は地方自治法第115条第1項、議事の公開の原則により美深町議会広報の編集発行及び広報誌の果たす役割等を調査並び町民との懇談会による広聴活動を行うことを目的としているところであります。委員会の性格は、地方自治法第109条及び委員会条例第5条に基づいて行っていくものであります。定員は6名。期間は調査終了までということで委員に関しては、先程の提案説明した6名でございます。その他として、議会閉会中も継続しながら調査できるものとするものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 只今、提出者の藤原議員から説明を頂きました。令和2年度議会広報特別委員会は6人の委員構成で調査期間は調査終了までとし、議会の閉会中も活動することができる特別委員会の設置をしようとするものです。本件についてこれから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑がなければこれから討論を省略し、お諮りします。本議会に提出者の説明の通り特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって発議第1号 特別委員会の設置については原案の通り可決されました。本特別委員会の委員の選任につきましては委員会条例第6条第1項の規定により議長から指名します。藤原議員、岩崎議員、小口議員、五十嵐議員、名取議員、田中議員を指名します。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって本特別委員会の委員は只今申しました6人に決定しました。議長から委員会条例第8条の規定により議会広報特別委員会を召集します。正副委員長の互選をお願いします。只今から暫時休憩します。再開は概ね11時15分とします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時20分

○議長（南 和博君） 休憩を解き会議を再開します。議長から諸般の報告を申し上げます。休憩中に議会広報特別委員会が開かれ正副委員長の互選を行っております。議会広報特別委員会の委員長に岩崎議員、副委員長に藤原議員が就任しておりますのでご報告します。

◎日程第24 決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議（案）

○議長（南 和博君） 次。日程第24 決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議案を議題とします。本件の提出者は小口議員、賛成者は藤原議員、岩崎議員です。この際提出者の小口議員から本件について提案説明を頂きます。

7番 小口君。

○7番（小口英治君） 決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議案 このことについて美深町議会会議規則第14条の規定により別紙の通り決議案を提出するものであります。提出日は、本日令和2年3月18日。提出者小口英治。賛成者、藤原芳幸、岩崎泰好の両2名です。決議案は文書の朗読にかえて発表したいと思います。「民族共生の未来を切り開く」決議案。アイヌの尊厳を尊重し、アイヌの歴史・文化の復興と創造の拠点となるナショナルセンターとして北海道白老町に「民族共生象徴空間ウポポイ」が整備され、4月24日に誕生する。この施設は「国立アイヌ民族博物館」「国立民族共生公園」「慰靈施設」からなりアイヌ文化の復興と発展に寄与する施設となるよう、道内に居住するものにとって大いに期待するものである。昨年、アイヌ新法が成立し、ウポポイの開設を機に、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の構築と北海道が魅力ある大地であり続けるためにも、すべての道民がその一步を進めていかなければならない。よって美深町議会はアイヌの歴史や文化の正しい理解と相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が図られるよう、「民族共生の未来を切り開く」決意をここに表明するものであります。議員各位のご賛同賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（南 和博君） 只今提出者の小口議員から説明を頂きました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認めます。これから決議案第1号について採決をしま

す。決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議案について原案の通り決定するごとに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長（南 和博君） 全員賛成です。したがって決議案第1号は原案の通り可決されました。

◎日程第25 承認第1号 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（南 和博君） 次、日程第25 承認第1号 閉会中の所管事務調査の申し出があります。産業教育常任委員会及び議会運営委員会からお手元に配布の調査事項につきまして閉会中の所管事務調査の申し出です。本件申し出の通り承認したいと思いますがそのように決定してご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。したがって閉会中の所管事務調査についての申し出は承認と決定します。これで本定例会に付議されました案件の一切を終了しました。これで令和2年第1回美深町議会定例会を閉会します。大変ご苦労様でした。

閉会 午前11時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長　南和博

署名議員　岩崎泰好

署名議員　藤原芳幸